※　第21回統計基準部会での指摘事項等を反映したもの
（修正箇所は黄色マーカー部分）

総 務 省

日本標準職業分類の変更について

令和８年11月

総務省政策統括官室（統計制度担当）

目　次

Ⅰ　概要 p 2

Ⅱ　主な改定内容

1　一般原則の見直し p 7

2　分類項目の見直し p 8

（1）詳細な実態把握を可能とするための分類項目の見直し（大分類の分割） p 8

（2）社会経済情勢の変化を踏まえた分類項目の見直し p 9

①就業者数が多い職業等の見える化 p 9
- 小分類「行政書士」「通訳」の新規立項による小分類「他に分類されない専門的職業従事者」の見直し
- 中分類「医療・介護事務従事者」の新規立項等による大分類Ｆ「事務従事者」の見直し
- 小分類「レジスター従事者」の新規立項等による大分類Ｇ「販売・営業従事者」の見直し
- 小分類「調理補助者」及び「客室乗務員」の新規立項等による大分類Ｈ「サービス従事者」の見直し
- 小分類「ペストコントロール従事者」「ピッキング作業員」「品出作業員」等の新規立項
 大分類Ｎ「運搬・清掃・包装等従事者」の見直し

②デジタル社会の進展 p14
- 中分類「情報処理・通信技術者」の見直し

③保健医療・社会福祉分野の重要性増大 p15
- 大分類Ｃ「保健医療・社会福祉専門職業従事者」の新規立項、小分類「管理栄養士」「心理カウンセラー」
 「介護支援専門員（ケアマネージャー）」等の新規立項

④ライフスタイル・価値観の多様化 p17
- 小分類「映像・動画制作者」の新規立項等による大分類Ｅ「文化・芸術等従事者」の見直し
- 小分類「エステティシャン」「ネイリスト」「動物世話従事者」の新規立項等による大分類Ｈ「サービス従事者」の見直し
- 中分類「教育・保育補助従事者」の新規立項

（3）制度改正への対応 p20
- 小分類「愛玩動物看護士」「認定こども園保育教諭」等の新規立項

（4）その他（小分類の統廃合） P21

Ⅲ　参考資料 P22
- 統計法令における統計基準の位置付け
- 解説の見直し
- 日本標準職業分類及び国際標準職業分類の分類項目比較表
- 日本標準職業分類及び日本標準産業分類の就業者数クロス表
- 職業分類改定研究会について
- 職業分類改定研究会による改定素案の作成
- 改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）

日本標準職業分類について

日本標準職業分類とは

　行政機関等が作成する公的統計を職業別に表示する場合の統計基準として、個人が従事している仕事の類似性に着目して区分し、それを体系的に配列したもの

分類の構成（現行）

［３層構成］
大分類　（12項目）、中分類（74項目）
小分類（329項目）

活用状況

国勢調査、労働力調査等の公的統計で活用され、それら調査結果に基づく施策展開等に貢献

改定の目的

現行の日本標準職業分類は平成21年12月に設定されたものであり、令和7年度末で前回改定から16年が経過していることから、社会経済情勢の変化、統計調査の技術的・実務的側面、量的基準、政策・制度的要請、過去の分類との接続性確保などを考慮しつつ、分類項目の新設・統合などにより、統計ユーザー等のニーズに配慮した「分かりやすい分類」へ見直し

改定案の検討

学識経験者及び関係府省で構成する「職業分類改定研究会」を設置し、令和6年3月に第1回職業分類改定研究会を開催して以降、ほぼ月１回のペースで全25回にわたり改定案を検討し、令和8年7月に取りまとめ

前回改定時（第5回）における答申の指摘事項とその対応

【課 題】

【大分類Ｆ「保安職業従事者」の管理者等の取扱い】

大分類Ｆ「保安職業従事者」のうち自衛官・警察官・海上保安官・消防員については、昭和35年の日本標準職業分類制定以来、管理者等を分離した分類項目とはなっていない。一方、現在の国際標準分類等では管理者等を分離した分類項目となっている。

今回の諮問は、近年の社会情勢の中における日本標準職業分類の重要性に鑑み、早期に統計基準として設定しようとするものであるが、国際標準分類及び諸外国の分類においても管理的職業等とそれ以外の分離の基準が区々であることや、当該職業では特殊な職位名称が多く報告者負担を増加させる可能性があること、などに鑑み、今回の改定においてこの点について結論を得ることは困難であり、時間をかけて検討する必要がある。

【対 応】

国際標準職業分類では、軍人が従事する職務の多くは、医師、通信士等の民間職業と類似しているが、国際比較の目的のため、軍人に関するデータはできる限り「大分類０ 軍人」に含まれる職業に分類されるべきとされていることから、我が国の職業分類もそれにならい、自衛官であるものは職務の内容のいかんにかかわらず、現行の大分類Ｆ「保安職業従事者」に分類されてきた。

仮に、職務の内容に応じて分類項目を適用する場合、各種統計調査において、自衛官の多種・多様な職務がどの程度明らかにされるのか不透明であることなどから、引き続き同大分類に分類することとした（同じく現行の大分類Ｆ「保安職業従事者」に属する警察官等についても、自衛官と同様の取扱いとする）。

【職業分類の独立性】

今回の職業分類は、国際比較性の向上や産業分類から独立したものとすることなどを目指しているが、個人の仕事の内容が欧米ほど明確化されていない状況などから、それを徹底させることが現実的でないと判断した部分もあり、今後の実査における状況等を見つつ、この点についてもさらに検討していく必要がある。

今回の改定では、国際標準職業分類にならい、「課業」（tasks and duties）、「職務」（job）、「職業」（occupation）といった定義を見直した上で、課業（作業や任務）の遂行に必要となる知識や技能などの類似性を考慮して、その職業が一般的に行うことを整理するなど、職務の内容を可能な限り見える化し、分類項目を設定した。

日本標準職業分類第６回改定の概要（1/3）

主な経過・予定

- R６.３～R８.７　有識者・関係省庁による検討会での議論を経て改定案作成
- R８夏～R８年中　統計委員会への諮問、審議、答申（予定）
- R８年中　決定（予定）
- R８年度中　官報告示（予定）

１．詳細な実態把握を可能とするための分類項目の見直し

※下線は新規の項目、その他は既存項目の変更等

【① 大分類の分割】

大分類Ｂ「専門的・技術的職業従事者」 → 分割

- **新大分類Ｂ「研究者、技術者」**
- **新大分類Ｃ「保健医療・社会福祉専門職業従事者」**
- **新大分類Ｄ「法務・経営・教育等専門職業従事者」**
- **新大分類Ｅ「文化・芸術等従事者」**

※大分類項目数：12→15

２．社会経済情勢の変化を踏まえた分類項目の見直し

【① 就業者数が多い職業等の見える化】

○「医療事務員」、「行政書士」、「レジスター従事者」、「調理補助者」、「客室乗務員」、「ピッキング作業員」など

【② デジタル社会の進展】

○「セキュリティエンジニア」、「ITヘルプデスク」、「プログラマー」、「ITインフラエンジニア」など

【③ 保健医療・社会福祉分野の重要性増大】

○「介護支援専門員（ケアマネジャー）」、「精神保健福祉士」、「管理栄養士」、「心理カウンセラー」など

【④ ライフスタイル・価値観の多様化】

○「映像・動画制作者」、「学童保育支援員」、「ネイリスト」、「エステティシャン」、「動物世話従事者」など

３．制度改正への対応

○「認定こども園保育教諭」、「義務教育学校教員」、「愛玩動物看護師」など

（参考）分かりやすさの向上

○ 各小分類項目の説明に、その職業で一般的に行われている主な課業（作業や任務）を追加。

○ 内容例示についても、現代に合うよう大幅にアップデート（インターネット動画配信者など）。

日本標準職業分類第6回改定の概要（2/3）

国勢調査における大分類ごとの就業者数推移

（単位：人）

※　増減率は平成22年と令和２年の比較による。
※　一の位の四捨五入等により合計が一致しない場合がある。

現行の大分類	平成22年	平成27年	令和２年	増減率
A 管理的職業従事者	1,439,180	1,447,190	1,196,900	▲16.8%
B 専門的・技術的職業従事者	8,617,020	9,337,200	10,270,980	19.2%
C 事務従事者	11,076,140	11,446,270	11,756,080	6.1%
D 販売従事者	7,943,680	7,315,740	6,797,870	▲14.4%
E サービス職業従事者	6,808,580	6,886,390	6,846,830	0.6%
F 保安職業従事者	1,079,670	1,095,480	1,104,210	2.3%
G 農林漁業従事者	2,347,180	2,172,370	1,898,800	▲19.1%
H 生産工程従事者	8,410,220	7,679,870	7,534,000	▲10.4%
I 輸送・機械運転従事者	2,110,100	2,047,270	1,983,330	▲6.0%
J 建設・採掘従事者	2,663,920	2,562,090	2,447,480	▲8.1%
K 運搬・清掃・包装等従事者	3,691,400	3,906,990	4,198,670	13.7%
L 分類不能の職業	3,420,620	2,993,940	1,638,490	▲52.1%
合　計	59,607,700	58,890,810	57,673,630	▲3.2%

- 就業者数が減少している大分類が多くある中で、現行の大分類Ｂ「専門的・技術的職業従事者」及び大分類Ｋ「運搬・清掃・包装等従事者」は直近10年で増加率が10%超。
- 現行の大分類Ｃ「事務従事者」は就業者数が最も多く、経年で増加。

就業者数が多いものについて分類項目の見直しを実施

日本標準職業分類第6回改定の概要（3/3）

改定後の大分類・中分類・小分類の分類項目数の推移

大分類	中分類（改定後）	小分類（改定後）	中分類（現行）	小分類（現行）	分類項目数増減の主な要因
大分類Ａ－管理的職業従事者	4	9	4	10	012「管理的国家公務員」・013「管理的地方公務員」の統合により小分類▲１
大分類Ｂ－研究者、技術者	6	25	20	91	07・08「製造技術者」の統合があったものの、10「情報処理・通信技術者」の見直しなどによる新規立項等により中分類＋３、小分類＋６
大分類Ｃ－保健医療・社会福祉専門職業従事者	5	26			
大分類Ｄ－法務・経営・教育等専門職業従事者	5	23			
大分類Ｅ－文化・芸術等従事者	7	23			
大分類Ｆ－事務従事者	10	24	7	26	25「一般事務従事者」の分割による「医療・介護事務従事者」等の新規立項により中分類＋３、311「パーソナルコンピュータ操作員」・313「電子計算機オペレーター」等の統合により小分類▲２
大分類Ｇ－販売・営業従事者	3	19	3	19	
大分類Ｈ－サービス従事者	9	39	8	32	中分類「教育・保育補助従事者」等の新規立項により中分類＋１、小分類＋７
大分類Ｉ－保安従事者	3	11	3	11	
大分類Ｊ－農林漁業従事者	3	12	3	12	
大分類Ｋ－生産工程従事者	8	47	11	69	49「生産設備制御・監視従事者（金属製品）」・52「製品製造・加工処理従事者」等の統合により中分類▲３、小分類▲22
大分類Ｌ－輸送・機械運転従事者	5	20	5	22	644「ポンプ・ブロワー・コンプレッサー運転従事者」・646「採油・天然ガス採取機械運転従事者」等の統合により小分類▲２
大分類Ｍ－建設・土木・採掘従事者	4	16	5	22	68「土木作業従事者」・69「採掘従事者」の統合により中分類▲１、小分類▲６
大分類Ｎ－運搬・清掃・包装等従事者	4	19	4	14	小分類「ピッキング作業員」等の新規立項により小分類＋５
大分類Ｏ－分類不能の職業	1	1	1	1	
（計）　12　→　15	77	314	74	329	

1　一般原則の見直し

「日本標準職業分類の位置付けと役割」の新設

- 職業別に表示を行う統計相互の比較可能性を確保する分類とするため、職業分類に対する統計ユーザー等のニーズについて、以下の５種の統計を想定して分類項目を設定することを明記。

①生産活動に投入される労働力に関する統計
②賃金、就労状況に関する統計
③教育・訓練に関する統計
④労働条件・労働環境に関する統計
⑤生活実態に関する統計

- 産業で必要とされる労働力を把握する公的統計にも活用できるよう、労働者と使用者との合意等により報酬が発生しない職務（例：ボランティア活動）においても職業分類を活用できることを明記。

「用語の定義」及び「分類項目の設定方法」の見直し

- 社会経済情勢の変化に伴い、副業、兼業、ギグワーカーなど多様な働き方の普及が進んでいるところ、設定時に想定し難い働き方などにおいても適切な運用を行うため、国際標準職業分類を参考に、用語の定義を見直し。

国際標準職業分類	日本標準職業分類	
	改定案	平成21年12月告示
tasks	課業	作業
duties		任務
job	職務	仕事
occupation	職業	職業（※）

※　現行の「職業」の定義（個人が行う仕事で、報酬を伴うか又は報酬を目的とするもの）を、国際標準職業分類の「occupation（職業）」の定義を参考に、「主な課業の類似性によって特徴付けられる職務の集合」に変更

- 公的資格又は免許の種類を具体の指標として、課業（作業や任務）の遂行に必要とされる知識又は技能等といった課業の類似性を考慮し、分類項目を設定することを明記。

「職業分類の適用方法」の見直し

- 複数の分類項目に該当する職務に従事している場合、財・サービスの生産に直接関わる大分類を優先し、財・サービスの生産に直接関わらない大分類にまたがるものは、職務の内容を遂行するために行う長期間の教育や訓練、研修の必要性を考慮して大分類を適用することを明記。

2(1) 詳細な実態把握を可能とするための分類項目の見直し

大分類の分割

- 国勢調査における全体の就業者は、約5,960万人（平成22年）から約5,767万人（令和2年）に減少している一方で、現行の大分類Ｂ「専門的・技術的職業従事者」の就業者数は、約861万人から約1,027万人へと増加（10年間で約19.2%の伸び）。
- 現行の大分類Ｂには、研究者、技術者、保健医療、社会福祉、法務、経営、金融、教育、宗教家、美術家など多種多様な職業が混在。これら職業の労働構造や就業実態を的確な把握及び分析の精度向上を図るため、次のとおり４分割を実施。また、「専門的性質」に係る幅広な解釈を改め、制度的枠組みに基づく職務か否かを基準とするなど、分類のイメージがしやすい体系となるよう整理。

（単位：人）

項目名	特徴	H22就業者数	R2就業者数
新大分類Ｂ「研究者、技術者」	高度の専門的水準において自然科学、人文・社会科学等の科学的知識を応用した技術的な職務に従事するものに対応する職業群であり、科学的知識を基盤とした研究及び技術の創出・応用に関わる点で共通した性質を有している。	2,269,550	2,797,200
新大分類Ｃ「保健医療・社会福祉専門職業従事者」	法令等の制度的枠組みに基づき専門性が担保される保健医療及び社会福祉分野の職業群である。保健、医療及び社会福祉分野は、人々の生命、健康及び生活といった社会的基盤を支えるものであり、少子高齢化等の社会情勢の影響を強く受ける。	3,385,510	4,240,740
新大分類Ｄ「法務・経営・教育等専門職業従事者」	法令等の制度的枠組みに基づき専門性が担保される法務、経営、金融、保険、教育等の職業群である。公共性が高く、社会経済活動の円滑な維持・運営に関わる役割を担うものであり、多くの場合、国家資格等により専門性及び能力が担保されている点に共通性がある。	1,618,770	1,703,430
新大分類Ｅ「文化・芸術等従事者」	宗教家、美術家、音楽家、個人教師等が該当する職業群であり、これらの活動は必ずしも制度的枠組みによる専門性の担保に基づくものではなく、主に個人の創造性、表現、経験及び感性などを発揮することによって行われる。	1,343,190	1,529,620
合　計		8,617,020	10,270,980

※　就業者数は国勢調査による。また、就業者数は新大分類の構成に合わせて便宜的に整理したものであり、小分類の見直し内容等は反映していない。

2(2) 社会経済情勢の変化を踏まえた分類項目の見直し（1/11）

①就業者数が多い職業等の見える化（大分類D「法務・経営・教育等専門職業従事者」E「文化・芸術等従事者」）
・小分類「行政書士」、「通訳」の新規立項

現状・課題

・現行の大分類Ｂ「専門的・技術的職業従事者」のうち、同小分類249「他に分類されない専門的職業従事者」は、多種多様な職業が混在し就業者数が増加傾向にあることから、一定数の就業者が認められる職業等について、職務内容等に着目して細分化を検討。

従業者数推移

平成21年第５回改定（現行）	H22	H27	R2	H22比
大分類Ｂ 専門的・技術的職業従事者	8,617,020	9,337,200	10,270,098	＋19.2%
中分類24 その他の専門的職業従事者	769,700	792,580	909,330	＋18.1%
小分類24c（243、249） 他に分類されない専門的職業従事者（カウンセラー、他に分類されない専門的職業従事者）	224,680	243,990	309,100	＋37.6%

大分類の増加幅よりも大幅に増加

対応

・新大分類Ｄ「法務・経営・教育等専門職業従事者」の中分類16「法務専門職業従事者」に、一定数の就業者があり、国家資格保有者として、官公署に提出する書類の作成等の職務を担う「行政書士」を切り出し、小分類を新規立項。
・新大分類Ｅ「文化・芸術等従事者」の中分類27「その他の文化・芸術等従事者」に、一定数の就業者があり、国際会議等において異なる言語間での発言内容の翻訳・伝達等の職務を担う「通訳」を切り出し、小分類を新規立項。

改定案

番号	項目名称（現行）
大分類Ｂ 中分類24 小分類249	専門的・技術的職業従事者 その他の専門的職業従事者 他に分類されない専門的職業従事者

番号	項目名称（改定案）
大分類Ｄ 中分類16 小分類166	法務・経営・教育等専門職業従事者 法務専門職業従事者 行政書士
大分類Ｅ 中分類27 小分類271	文化・芸術等従事者 その他の文化・芸術等従事者 通訳

2(2) 社会経済情勢の変化を踏まえた分類項目の見直し（2/11）

①就業者数が多い職業等の見える化（大分類F「事務従事者」）
・中分類「医療・介護事務従事者」の新規立項等

現状・課題

- 国勢調査において最も就業者数が多いのは現行の大分類Ｃ「事務従事者」（約1,180万人）であり、経年で増加。
- 国勢調査における中分類「一般事務従事者」の就業者（約810万人）うち、「その他の一般事務従事者」の就業者数（約370万人）の割合が高いので、職務内容等に着目して細分化を検討。

対応

- 「その他の一般事務従事者」に分類されるもののうち、一定数の就業者がある「医療事務員」や「介護事務員」について、小分類として新規立項。これにより、現行の中分類「一般事務従事者」が構成上限数（９個）を超過したため、中分類「医療・介護事務従事者」を新規立項。
- 「その他の一般事務従事者」等に分類されるもののうち、①特に行うべき職務の内容が限定されない複数の事務に従事するもの、②事務従事者の補助に従事するものについて「一般事務員」とし、③定型的な単一の事務に従事するものと区別して小分類を再編。

改定案

番号	項目名称
25	一般事務従事者
251	庶務事務員
252	人事事務員
253	企画事務員
254	受付・案内事務員
255	秘書
256	電話応接事務員
257	総合事務員
259	その他の一般事務従事者

番号	項目名称	改定内容
28	総務事務従事者	改称
281	庶務事務員	
282	人事事務員	
283	企画事務員	
289	その他の総務事務従事者	改称
29	受付、秘書、コールセンター等事務従事者	新設
291	受付・案内事務員	
292	秘書	
293	コールセンター等事務員	改称

番号	項目名称	改定内容
35	医療・介護事務従事者	新設
351	医療事務員	新設
352	介護事務員	新設
37	その他の事務従事者	新設
371	一般事務員	移設・改称
379	他に分類されない事務従事者	新設

上記①及び②を分類

上記③を分類

2(2) 社会経済情勢の変化を踏まえた分類項目の見直し（3/11）

①就業者数が多い職業等の見える化（大分類G「販売・営業従事者」）
・小分類「レジスター従事者」の新規立項

現状・課題

- 小分類323「販売店員」について、国勢調査による就業者数が約330万人(全体比5.7%)と全329の小分類の中で最も多く、担当する課業の内容や従事状況について、個々の従業員により相当なばらつきがある状況。
- 人手不足の深刻化やキャッシュレスの進展など、「販売店員」の職務に関連する社会の状況が大きく変化していることを踏まえ、課業等に着目して細分化を検討。

対応

- 「販売店員」から、店舗でレジスターの機械操作・監視などの商品代金の精算の職務のみに従事するものを分割し、「レジスター従事者」の小分類を新設。

改定案

大分類D　販売従事者

番号	項目名称
32	商品販売従事者
321	小売店主・店長
322	卸売店主・店長
323	販売店員
324	商品訪問・移動販売従事者
325	再生資源回収・卸売従事者
326	商品仕入外交員

分割

大分類G　販売・営業従事者

項目	説明文（ただし書略）	想定される主な課業・内容例示（マル例示）
383 販売店員	雇用従業者又は家族従業者として、店舗で商品の販売の職務に従事するものをいう。商品の販売に加えて、受注・発送・陳列など一連の工程を自ら行うものも含まれる。	・商品の検品・陳列・補充及び在庫管理 ・商品の説明・提案、これに必要な知識の習得 ・商品等に関する客からの相談に対する助言・来店者への応対・案内 ○販売者、販売店員、販売見習、実店舗店員、卸・小売店員、デパート店員、百貨店販売員、スーパーマーケット店員、コンビニエンスストア販売員、ホームセンター販売　など
384 レジスター従事者	雇用従業者又は家族従業者として、店舗でレジスターの機械操作・監視などの商品代金の精算の職務のみに従事するものをいう。	・レジスター（会計登録機）の機械操作・監視などの各種決済方法による商品代金の精算 ・商品のレジスターへの登録及び引き渡し ・来店者への簡単な応対・案内等の接客 ○レジスター係、販売部レジ係、料理品小売レジ係、キャッシャー、チェッカー（店員）、セルフレジ監視係、レジ会計補助員

2(2) 社会経済情勢の変化を踏まえた分類項目の見直し（4/11）

①就業者数が多い職業等の見える化（大分類H「サービス従事者」）
・小分類「調理補助者」及び「客室乗務員」の新規立項等

現状・課題

- 小分類「調理人」は就業者数が約182万人と多く、一定の求人規模を有する「調理補助者」も包含。国際標準職業分類等では「調理補助者」は独立した職業として位置付けられていること等を踏まえ、職務内容等に着目して細分化を検討。
- 小分類「身の回り世話従事者」には、旅館・ホテル接客従事者に加え、乗客サービスや安全確保を担う「客室乗務員」も包含。国際標準職業分類等では「客室乗務員」は独立した職業として位置付けられていること等を踏まえ、職務内容等に着目して細分化を検討。

対応

- 小分類「調理人」から「調理補助者」を分割し、独立した小分類項目として新設。
- 小分類「身の回り世話従事者」を「客室乗務員」と「旅館・ホテル接客従事者」に分割。

改定案

大分類Ｅ　サービス職業従事者

番号	項目名称
39	飲食物調理従事者
391	調理人
392	バーテンダー
40	接客・給仕従事者
401	飲食店主・店長
⋮	⋮
404	身の回り世話従事者
⋮	⋮

大分類Ｈ　サービス従事者

番号	項目名称	改定内容
46	飲食物調理従事者	
461	調理人	
462	調理補助者	新設
463	バーテンダー	
47	接客・給仕従事者	
471	飲食店主・店長	
⋮	⋮	
474	旅館・ホテル接客従事者	新設
475	客室乗務員	新設
⋮	⋮	

2(2) 社会経済情勢の変化を踏まえた分類項目の見直し（5/11）

①就業者数が多い職業等の見える化（大分類N「運搬・清掃・包装等従事者」）
・小分類「ペストコントロール従事者」「ピッキング作業員」「品出作業員」等の新規立項

現状・課題

- 国勢調査における現行の大分類Ｋ「運搬・清掃・包装等従事者」は約420万人（令和２年）であり、経年で増加傾向。
- 現行の大分類Ｋ「運搬・清掃・包装等従事者」の就業者のうち、小分類739「その他の運搬・清掃・包装等従事者」の就業者数（約115万人）の割合が高いこと等を踏まえ、細分化を検討。

対応

- 現行の小分類719「その他の清掃従事者」の就業者のうち「ペストコントロール従事者」を小分類719から分割し、新規立項。
- 現行の小分類739「その他の運搬・清掃・包装等従事者」の就業者のうち、厚生労働省編職業分類等を参考に「ピッキング作業員」、「品出作業員」及び「用務員」を小分類739から分割し、新規立項。

改定案

番号	項目名称
71	清掃従事者
711	ビル・建物清掃員
712	ハウスクリーニング職
713	道路・公園清掃員
714	ごみ・し尿処理従事者
715	産業廃棄物処理従事者
719	その他の清掃従事者

番号	項目名称	改定内容
74	清掃従事者	
741	ビル・建物清掃員	
742	ハウスクリーニング職	
743	道路・公園清掃員	
744	ごみ・し尿処理従事者	
745	産業廃棄物処理従事者	
746	再生資源回収・リサイクル従事者	移設・改称
747	ペストコントロール従事者	新設
749	その他の清掃従事者	

番号	項目名称
73	その他の運搬・清掃・包装等従事者
739	その他の運搬・清掃・包装等従事者

番号	項目名称	改定内容
76	その他の運搬・清掃・包装等従事者	
761	ピッキング作業員	新設
762	品出作業員	新設
763	用務員	新設
769	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	改称

2(2) 社会経済情勢の変化を踏まえた分類項目の見直し（6/11）

②デジタル社会の進展（大分類Ｂ「研究者、技術者」）
・中分類「情報処理・通信技術者」の見直し

現状・課題

- 国勢調査における「システムコンサルタント・設計者」等の就業者が約46万人から約66万人に増加（10年間で約42.6%の伸び）。
- 情報通信技術の進展に伴い、前回改定時には存在しなかった職務等があり、分類項目名・内容説明・内容例示が就業実態と必ずしも一致していない状況。
 （例：令和４年に総務省が行った調査研究結果（民間企業へのアンケート実施：有効回答数180件）では、各社で用いている職種名で最も回答が多かったものは「システムエンジニア」だが、現行の分類ではどの項目に分類すべきか不明確）

対応

- 令和４年に総務省が行った調査研究結果や、独立行政法人情報通信処理推進機構が実施している情報処理技術者試験の内容等を踏まえ、民間企業各社で用いられている職種名のうち、現行の分類にない「ＩＴヘルプデスク」及び「セキュリティエンジニア」を新規立項。また、「通信ネットワーク技術者」の説明内容を見直し、「ＩＴインフラエンジニア」に改称。
- デジタル庁に在籍する民間人材に対してアンケートを実施し、現行の職業分類に関する意見を踏まえ、統計調査への分類の適用可能性等を確認。

改定案

番号	項目名称
10	情報処理・通信技術者
101	システムコンサルタント
102	システム設計者
103	情報処理プロジェクトマネージャ
104	ソフトウェア作成者
105	システム運用管理者
106	通信ネットワーク技術者
109	その他の情報処理・通信技術者

番号	項目名称	改定内容
09	情報処理・通信技術者	
091	システムコンサルタント	
092	プロジェクトマネージャー	旧103から移設して新092へ
093	システム設計・開発・保守技術者	旧102、旧104の一部を統合して新093へ
094	プログラマー	旧104を分割して新094へ
095	ＩＴインフラエンジニア	旧106を分割して新095へ
096	セキュリティエンジニア	旧105の一部、旧106の一部を統合して新096へ
097	システム運用管理者	旧105を分割して新097へ
098	ＩＴヘルプデスク	旧109を分割して新098へ
099	その他の情報処理･通信技術者	旧109を分割して新099へ

2(2) 社会経済情勢の変化を踏まえた分類項目の見直し（7/11）

③保健医療・社会福祉分野の重要性の増大（大分類C「保健医療・社会福祉専門職業従事者」）

・小分類「管理栄養士」「心理カウンセラー」「介護支援専門員（ケアマネジャー）」等の新規立項

現状・課題

- 高齢化の進展等により、保健医療・社会福祉分野の就業者数が増加するとともに、医療・福祉分野に関する社会の状況や就業状況等も大きく変化。
- 担当する課業の状況や組織内の役割等に着目して細分化を検討。

就業者数推移

平成21年第５回改定	H22	H27	R2	H22比
中分類15 その他の保健医療従事者	365,600	388,460	403,270	+10.3%
小分類151 栄養士	101,120	114,370	121,310	+20.0%
小分類15a(142,159) その他の保健医療従事者(臨床工学技士、その他の保健医療従事者)	145,770	154,170	163,750	+12.3%
中分類16 社会福祉専門職業従事者	805,110	1,013,210	1,166,790	+44.9%
小分類163 保育士	474,900	542,600	634,080	+33.5%
小分類16a(161,162,169) その他の社会福祉専門職業従事者 (福祉相談指導専門員、福祉施設指導専門員、その他の社会福祉専門職業従事者)	330,210	470,610	532,710	+61.3%

対応

- 傷病者に対する療養のために必要な栄養指導等を実施する「管理栄養士」について、国家資格制度に関する栄養士法の改正（令和７年４月施行）を踏まえ、現行の小分類151「栄養士」から切り出し、小分類「管理栄養士」として新規立項。
- 心理状態の観察や集団療法の実施など精神の健康に寄与する課業の独自性及び「公認心理師」等の資格制度による専門性を考慮し、保健医療分野の専門職業として、小分類「心理カウンセラー」を新規立項。
- 就業者数増加等を踏まえて、現行小分類169「その他の社会福祉専門職業従事者」から、高齢者福祉におけるケアプランの作成等の職務を担う「介護支援専門員（ケアマネジャー）」、精神障害者やその家族の社会参加に向けた相談支援等の職務を担う「精神保健福祉士」を切り出し、それぞれ小分類として新規立項。

2(2) 社会経済情勢の変化を踏まえた分類項目の見直し（8/11）

③保健医療・社会福祉分野の重要性の増大（大分類C「保健医療・社会福祉専門職業従事者」）
・小分類「管理栄養士」「心理カウンセラー」「介護支援専門員（ケアマネジャー）」等の新規立項

改定案

現行の中分類15「その他の保健医療従事者」

番号	項目名称
151	栄養士

新中分類14「その他の保健医療専門職業従事者」

番号	項目名称	改定内容
141	管理栄養士	旧151から分割して新規立項
142	栄養士	

現行の中分類24 「その他の専門的職業従事者」、
同中分類15「その他の保健医療従事者」、
同中分類16 「社会福祉専門職業従事者」

番号	項目名称
243	カウンセラー（医療・福祉施設を除く）
159	他に分類されない保健医療従事者
169	その他の社会福祉専門職業従事者

新中分類14「その他の保健医療専門職業従事者」、
同中分類15 「社会福祉専門職業従事者」

番号	項目名称	改定内容
144	心理カウンセラー	旧159・169・243から切り出して統合（※）
149	他に分類されない保健医療専門職業従事者	
159	その他の社会福祉専門職業従事者	

※「心理カウンセラー」は、小分類159の一部例示「心理カウンセラー（医療施設）」、小分類169の一部例示「心理カウンセラー（福祉施設）」、小分類243「カウンセラー（医療・福祉施設を除く）」として、現場ごとに区分され分散していたため、今回の改定において統合し、保健医療分野の専門職業として新規立項した。

現行の中分類16 「社会福祉専門職業従事者」

番号	項目名称
169	その他の社会福祉専門職業従事者

新中分類15「社会福祉専門職業従事者」

番号	項目名称	改定内容
153	介護支援専門員（ケアマネジャー）	旧169から切り出して新規立項
154	精神保健福祉士	同上
159	その他の社会福祉専門職業従事者	

2(2) 社会経済情勢の変化を踏まえた分類項目の見直し（9/11）

④ライフスタイル・価値観の多様化（大分類Ｅ「文化・芸術等従事者」）
・小分類「映像・動画制作者」の新規立項等

現状・課題

- インターネットや動画共有サービスの利用率の上昇に伴い、自らが制作した動画を動画共有サービスに投稿して報酬を得ている「インターネット動画配信者」が増加していると推測される。
- 現行では、映像・動画以外のデジタルコンテンツの配信者がそれぞれ該当する分類項目に格付可能である一方、「インターネット動画配信者」のように映像・動画の企画、撮影、編集、配信の一連の工程を行うものを想定した分類項目はないため、これらは「他に分類されない専門的職業従事者」に分類されており、その就業実態の把握が困難。

対応

- 小分類「写真家，映像撮影者」、同「通信機器操作従事者」などから映像・動画制作に関する職業を分割し、映像・動画の制作等を行うもののほか、映像・動画の企画から配信までの一連の工程を自ら行う「インターネット動画配信者」などを加えた小分類「映像・動画制作者」を新規立項。

改定案

番号	項目名称
22	美術家，デザイナー，写真家，映像撮影者
221	彫刻家
222	画家，書家
223	工芸美術家
224	デザイナー
225	写真家，映像撮影者
24	その他の専門的職業従事者
246	通信機器操作従事者
	※映像・動画制作に関する職業を分割
249	他に分類されない専門的職業従事者

番号	項目名称	改定内容
23	美術家、デザイナー、写真家、映像・動画制作者	改称
231	彫刻家、工芸美術家	統合
232	画家、書家、漫画家	改称
233	デザイナー	
234	写真家	
235	映像・動画制作者	新設

2(2) 社会経済情勢の変化を踏まえた分類項目の見直し（10/11）

④ライフスタイル・価値観の多様化（大分類H「サービス従事者」）
・「エステシャン」「ネイリスト」「動物世話従事者」の新規立項

現状・課題

・ライフスタイル・価値観の多様化等の社会構造の変化を踏まえ、現行の中分類38「生活衛生サービス職業従事者」や中分類42「その他のサービス職業従事者」において、一定数の就業者が認められる職業等について、職務内容等に着目して細分化を検討。
※現行の中分類42「その他のサービス職業従事者」の過半が、現行の小分類429「他に分類されないサービス職業従事者」となっており、同小分類の令和２年の従業者数は平成22年と比べ約1.5倍。

対応

・現行の小分類383「美容サービス従事者（美容師を除く）」から、「エステティシャン」及び「ネイリスト」を切り出し、それぞれ小分類として新規立項。
・現行の小分類429「他に分類されないサービス職業従事者」から、トリマーやペットシッター等の動物の世話の職務を担う「動物世話従事者」を切り出し、小分類として新規立項。

改定案

分類番号・項目名称（現行）	分類番号・項目名称（改定案）
大分類Ｅ　サービス職業従事者	**大分類Ｈ　サービス従事者**
中分類38 生活衛生サービス職業従事者	中分類45 生活衛生サービス従事者
小分類383 美容サービス従事者（美容師を除く）	小分類453 エステティシャン 小分類454 ネイリスト 小分類459 その他の生活衛生サービス従事者
中分類42 その他のサービス職業従事者	中分類49 その他のサービス従事者
小分類429 他に分類されないサービス職業従事者	小分類495 動物世話従事者 小分類499 他に分類されないサービス従事者

（参考）就業者数推移

平成21年第５回改定（現行）	H22	H27	R2
大分類Ｅ サービス職業従事者	6,808,580	6,886,390	6,846,830
中分類38 生活衛生サービス職業従事者	833,050	790,320	750,420
小分類383 美容サービス従事者（美容師を除く）	109,170	115,660	119,220
中分類42 その他のサービス職業従事者	461,820	530,570	613,210
小分類429 他に分類されないサービス職業従事者	290,780	365,770	456,590

H22比:＋57%

2(2) 社会経済情勢の変化を踏まえた分類項目の見直し（11/11）

④ライフスタイル・価値観の多様化（大分類H「サービス従事者」）
・中分類「教育・保育補助従事者」の新規立項

現状・課題

- 現行の中分類「その他のサービス職業従事者」のうち７割以上が、小分類「他に分類されないサービス職業従事者」となっており、その就業者は約29万人から約46万人へと増加（10年間で約57%の伸び）。
- 小分類「他に分類されないサービス職業従事者」に分類されるもののうち、社会の変化に伴い新たに生まれ、一定数の就業者が認められる職業等について細分化を検討。

対応

- 「他に分類されないサービス職業従事者」に分類される放課後児童支援員やその補助員の就業者数の増加を踏まえ、「学童保育支援員」を新規立項。
- 学校における働き方改革等を踏まえ、教員等の職務を補助するものを分類する小分類「その他の教育・保育補助従事者」や、外国語指導を補助するものを分類する小分類「外国語指導助手」を新規立項し、これら小分類を中分類「教育・保育補助従事者」として整理。

改定案

番号	項目名称
42	その他のサービス職業従事者
421	旅行・観光案内人
422	物品一時預り人
423	物品賃貸人
424	広告宣伝員
425	葬儀師，火葬作業員
429	他に分類されないサービス職業従事者

番号	項目名称	改定内容
44	教育・保育補助従事者	旧24の一部、旧42の一部を統合して新44へ
441	学童保育支援員	旧429を分割して新441へ
442	外国語指導助手	旧249を分割して新442へ
449	その他の教育・保育補助従事者	旧429を分割して新449へ

2(3) 制度改正への対応

（大分類Ｃ「保健医療・社会福祉専門職業従事者」大分類Ｄ「法務・経営・教育等専門職業従事者」）
・小分類「愛玩動物看護師」　「認定こども園保育教諭」の新規立項

現状・課題

- 愛玩動物看護師法の施行（令和４年５月）に伴う「愛玩動物看護師」への分類上の対応が必要。
- 認定こども園法（平成18年10月施行）及び学校教育法の制度改正（平成28年４月施行）に基づく「認定こども園保育教諭」及び「義務教育学校教員」への分類上の対応が必要。

対応

- 「愛玩動物看護師」の新設を踏まえ、中分類「保健師，助産師，看護師」について、「保健指導・看護従事者」として再編し、保健指導を行う職業との共通性から「歯科衛生士」を本中分類に移設。
- 「認定こども園保育教諭」及び「義務教育学校教員」を新設するとともに、小分類の追加により中分類「教員」の構成上限数（９個）を超過するため、同中分類を教育段階等に応じて分割。

改定案

大分類Ｂ　専門的・技術的職業従事者

番号	項目名称
13	保健師，助産師，看護師
131	保健師
132	助産師
133	看護師（准看護師を含む）

大分類Ｃ　保健医療・社会福祉専門職業従事者

番号	項目名称	改定内容
12	保健指導・看護従事者	改称
121	保健師	
122	助産師	
123	看護師	
124	歯科衛生士	移設
125	愛玩動物看護師	新設

大分類Ｂ　専門的・技術的職業従事者

番号	項目名称
19	教員
191	幼稚園教員
192	小学校教員
193	中学校教員
194	高等学校教員
195	中等教育学校教員
196	特別支援学校教員
197	高等専門学校教員
198	大学教員
199	その他の教員

大分類Ｄ　法務・経営・教育等専門職業従事者

番号	項目名称	改定内容
18	教員（初等中等教育）	新設
181	幼稚園教員	
182	認定こども園保育教諭	新設
183	小学校教員	
184	中学校教員	
185	義務教育学校教員	新設
186	高等学校教員	
187	中等教育学校教員	
188	特別支援学校教員	
19	教員（高等教育）	新設
191	高等専門学校教員	
291	大学教員	
20	その他の教員	新設
201	他に分類されない教員	改称

2(4) その他

・小分類の統廃合（大分類Ｂ「研究者、技術者」大分類Ｋ「生産工程従事者」等）

現状・課題

- 現行の分類では、製造技術者や、製品製造・加工処理従事者について、課業（作業や任務）等により中・小分類で区分している。ただ、事業所の規模、業務内容等によっては、区分の範囲を超えた職務を行っている場合があり、統計調査票の限られた回答欄で回答者の課業（作業や任務）を正確に補足するのが困難な状況。
- また、経済社会情勢や産業構造の変化等に伴い、就業者が大きく減少した職務の分類項目も存在。

対応

- 社会経済情勢の変化や統計調査の実務面などを踏まえて、一部の中・小分類について統合。

改定案

統合の例１　中分類07「製造技術者（開発）」と08「製造技術者（開発を除く）」

番号	項目名称
07	製造技術者（開発）
071	食品技術者（開発）
	（以下079まで）
08	製造技術者（開発を除く）
081	食品技術者（開発を除く）
	（以下089まで）

番号	項目名称	改定理由
07	製造技術者	現行中分類07、08を統合して新中分類07へ
071	食品技術者	現行小分類071、081を統合して新小分類071へ
	（以下079まで同じ）	

製造技術者について、製造技術者（開発）と製造技術者（開発を除く）の２つに分類していたが、開発及び生産に関する技術的な職務に従事するものとして中分類、小分類を統合。

統合の例２　中分類49「生産設備制御・監視従事者（金属製品）」と52「製品製造・加工処理従事者（金属製品）」

番号	項目名称
49	生産設備制御・監視従事者（金属製品）
491	製銑・製鋼・非鉄金属製錬設備制御・監視員
	（以下499まで）
52	製品製造・加工処理従事者（金属製品）
521	製銑・製鋼・非鉄金属製錬従事者
	（以下529まで）

番号	項目名称	改定理由
56	製品製造・加工処理従事者（金属製品）	現行中分類49、52を統合して新中分類56へ
561	製銑・製鋼・非鉄金属製錬従事者	現行小分類491、521を統合して新561へ
	（以下569まで同じ）	

生産設備による製造作業と、手作業による製造作業で、課業に応じて小分類を区分していたが、機械制御・監視の職務、手作業の製造・加工の職務に従事するものとして中分類、小分類を統合。

統合の例３　就業者数が減少した分類項目の統合

例：「691 採鉱員」「692 石切出従事者」「693 砂利・砂・粘土採取従事者」等を「729 その他の土木・採掘作業従事者」へ統合

【参考１】統計法令における統計基準の位置付け

統計法令における「統計基準」の関係条文

【統計法】（平成19年法律第53号）抄

（定義）

第２条　（略）

９　この法律において「統計基準」とは、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準をいう。

（統計基準の設定）

第28条　総務大臣は、政令で定めるところにより、統計基準を定めなければならない。

２　総務大臣は、前項の統計基準を定めようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。これを変更し、又は廃止しようとするときも、同様とする。

３　総務大臣は、第１項の統計基準を定めたときは、これを公示しなければならない。これを変更し、又は廃止したときも、同様とする。

【統計法施行令】（平成20年政令第334号）抄

（統計基準の設定方法）

第10条　法第28条第１項の統計基準は、公的統計の統一性又は総合性の確保を必要とする事項ごとに定めなければならない。

【参考２】日本標準職業分類の解説の見直し

- 現行の職業分類では、各分類の説明に「場所」が記載されるケースがあるが、情報通信技術の進展により、場所にとらわれない働き方が増えてきた現代において、「場所」の説明が不要と思われるものは見直し。
- 国際標準職業分類における分類項目の整理にならい、「その他」項目を除くすべての小分類項目に、厚生労働省編の職業分類や、職業情報提供サイト（job tag）などを参考に、その職業で一般的に行われている課業（作業や任務）を追記。
- 内容例示についても、現代に合うよう大幅にアップデート。

【日本標準職業分類の解説（例：小分類「営業・販売事務員」の見直し）】

改定案	現行
341 販売・営業事務員 売上伝票の管理、顧客リストの作成など販売・営業に関する事務や、貸付・融資事務などの職務に従事するものをいう。商品の直接売買・仲介・代理等の商取引をするもの及び営業活動を行うものの補助として、本務者と異なる職務に従事するものも含まれる。	281 営業・販売事務員 売上伝票の管理、顧客リストの作成など営業・販売に関する事務の仕事に従事するものをいう。
この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・売上伝票・見積書・納品書・請求書・契約書などの書類の作成及び管理 ・顧客リストの作成及び管理 ・顧客に提供する商品の仕入れに係る事務処理 ・顧客に提供する商品の在庫・納期の管理 ・販売・営業従事者の指示に沿った、商品の紹介や勧誘、訪問予約の取付け	本項目に分類されるものが行う作業等を列挙
○販売事務員、販売伝票記録整理員、株式等金融商品販売事務員、保険契約事務員、生命保険契約事務員、損害保険契約事務員、銀行等金融機関貸付係・融資係事務員、旅行会社カウンター係、旅行業務取扱管理者、オンラインショップ販売補助員、営業事務員、営業アシスタント、機械器具・自動車販売アシスタント、不動産業セールスアソシエイト、営業管理事務員、見積員、商品仕入係事務員（生産現場・倉庫でないもの）、リバイヤー（バイヤーの補助事務）、テレフォンアポインター	○営業事務員；販売事務員；販売伝票記録整理員；株式販売事務員；銀行貸付係事務員；旅行社カウンター係 具体的にどのような職業が該当するのか内容例示を大幅にアップデート
×ＩＴヘルプデスク〔098〕、コールセンターオペレーター〔293〕、通信販売受付事務員〔293〕、会計事務員〔301〕、銀行窓口事務員〔301〕、原価計算事務員〔301〕、原材料仕入事務員〔321〕、出荷・受荷事務員〔322〕、郵便事務員〔333〕、介護保険事務員〔352〕、生命保険相談員〔392〕、原料仕入人〔395〕、材料仕入人〔395〕、旅行代理店員〔399〕、銀行融資担当者〔406〕、郵便局保険窓口係〔406〕	本項目に該当しない職業（混同するおそれがある職業）を明示

【参考３】日本標準職業分類及び国際標準職業分類の分類項目比較表

日本標準職業分類（JSCO）（平成21年基準）			日本標準職業分類（JSCO）（改定案）			国際標準職業分類（ISCO）（2008年改定）			
大分類	中分類	小分類	大分類	中分類	小分類	大分類	亜大分類	中分類	小分類
A 管理的職業従事者	4	10	A 管理的職業従事者	4	9	1 管理職	4	11	31
			B 研究者、技術者	6	25				
B 専門的・技術的職業従事者	20	91	C 保健医療・社会福祉専門職業従事者	5	26	2 専門職	6	27	92
			D 法務・経営・教育等専門職業従事者	5	23	3 技術者、準専門職	5	20	84
			E 文化・芸術等従事者	7	23				
C 事務従事者	7	26	F 事務従事者	10	24	4 事務職	4	8	29
D 販売従事者	3	19	G 販売・営業従事者	3	19				
E サービス職業従事者	8	32	H サービス従事者	9	39	5 サービス及び販売従事者	4	13	40
F 保安職業従事者	3	11	I 保安従事者	3	11				
G 農林漁業従事者	3	12	J 農林漁業従事者	3	12	6 農業、林業及び漁業従事者	3	9	18
H 生産工程従事者	11	69	K 生産工程従事者	8	47				
I 輸送・機械運転従事者	5	22	L 輸送・機械運転従事者	5	20	7 技能工及び関連職務の従事者	5	14	66
J 建設・採掘従事者	5	22	M 建設・土木・採掘従事者	4	16	8 定置装置及び機械の運転作業者、組立工	3	14	40
K 運搬･清掃・包装等従事者	4	14	N 運搬・清掃・包装等従事者	4	19	9 単純作業の従事者	6	11	33
L 分類不能の職業	1	1	O 分類不能の職業	1	1				
						0 軍人	3	3	3
12	74	329	15	77	314	10	43	130	436

【参考４】日本標準職業分類及び日本標準産業分類の就業者数クロス集計表

（単位：人）

日本標準職業分類（改定案） ＼ 日本標準産業分類	A_農業，林業	B_漁業	C_鉱業，採石業，砂利採取業	D_建設業	E_製造業	F_電気・ガス・熱供給・水道業	G_情報通信業	H_運輸業，郵便業	I_卸売業，小売業	J_金融業，保険業	K_不動産業，物品賃貸業	L_学術研究，専門・技術サービス業	M_宿泊業，飲食サービス業	N_生活関連サービス業，娯楽業	O_教育，学習支援業	P_医療，福祉	Q_複合サービス事業	R_サービス業（他に分類されないもの）	S_公務（他に分類されるものを除く）	T_分類不能の産業	総数
A 管理的職業従事者	12,310	1,500	1,120	174,510	205,370	4,950	45,120	59,510	232,720	30,730	90,640	47,820	41,460	31,510	24,300	53,530	13,320	81,420	43,300	1,780	1,196,900
（参考）現行B 専門的・技術的職業従事者	5,970	300	890	315,790	746,970	37,770	1,220,910	29,180	309,500	44,760	21,650	1,087,650	32,070	119,260	2,052,340	3,844,480	16,160	226,920	150,480	7,910	10,270,980
B 研究者、技術者	4,720	120	850	307,490	700,130	31,750	973,420	19,140	85,290	21,930	11,440	481,100	1,680	3,560	18,220	9,130	14,380	65,630	41,670	5,550	2,797,200
C 保健医療・社会福祉専門職業従事者	560	-	20	1,430	13,560	5,760	1,280	1,240	190,220	1,430	5,710	27,160	26,120	3,650	72,480	3,815,810	360	13,520	59,380	1,050	4,240,740
D 法務・経営・教育等専門職業従事者	-	-	-	210	680	-	1,570	130	1,860	4,840	330	241,490	900	280	1,422,770	5,590	260	6,450	16,060	20	1,703,430
E 文化・芸術等従事者	680	180	10	6,650	32,610	270	244,630	8,660	32,130	16,560	4,170	337,890	3,370	111,780	538,870	13,950	1,170	141,320	33,370	1,300	1,529,620
F 事務従事者	49,530	4,460	5,150	777,300	1,617,670	113,320	486,780	697,350	1,728,060	784,980	344,810	627,830	120,370	210,040	481,100	1,020,800	281,950	1,179,930	1,143,660	81,000	11,756,080
G 販売・営業従事者	9,970	750	660	209,670	401,390	13,260	156,110	52,710	4,471,860	481,310	428,450	83,540	140,670	148,090	11,380	12,800	40,060	127,380	-	7,810	6,797,870
H サービス従事者	1,190	460	20	4,370	5,860	330	2,530	27,550	43,580	7,300	266,900	35,760	2,569,000	1,237,200	148,010	2,393,990	1,000	99,780	960	1,030	6,846,830
I 保安従事者	150	20	10	3,740	8,000	840	280	13,650	4,490	780	3,290	2,790	2,700	11,440	11,840	20,540	70	366,810	652,630	150	1,104,210
J 農林漁業従事者	1,691,660	116,160	0	18,340	4,190	30	20	490	8,560	30	1,270	8,830	1,350	28,850	7,430	2,460	3,810	3,680	1,630	-	1,898,800
K 生産工程従事者	11,800	4,070	1,790	355,680	5,380,730	15,050	32,170	57,150	952,900	390	29,010	142,690	15,670	38,190	6,550	58,940	4,500	419,100	3,350	4,280	7,534,000
L 輸送・機械運転従事者	4,550	320	8,540	131,970	89,280	63,510	1,290	1,304,340	39,850	1,710	17,060	9,700	9,320	25,130	22,770	91,270	1,650	148,890	9,310	2,870	1,983,330
M 建設・土木・採掘従事者	840	30	1,060	2,205,540	25,090	24,840	9,050	28,870	50,000	20	8,610	59,840	730	1,580	610	2,080	80	22,660	5,870	80	2,447,480
N 運搬・清掃・包装等従事者	49,690	1,970	580	54,750	436,710	3,120	9,340	828,360	993,640	3,890	51,410	15,650	193,890	158,960	65,550	127,940	77,560	1,098,430	17,660	9,580	4,198,670
O 分類不能の職業	-	-	-	140	140	160	500	310	200	80	40	270	20	90	370	1,060	210	18,170	20	1,616,730	1,638,490
総数	1,837,650	130,030	19,830	4,251,800	8,921,400	277,180	1,964,120	3,099,460	8,835,370	1,355,970	1,263,120	2,122,360	3,127,240	2,010,340	2,832,240	7,629,900	440,360	3,793,170	2,028,870	1,733,230	57,673,630

（注）1）令和２年国勢調査結果を基に作成。就業者数は新大分類の構成に合わせて便宜的に整理したものであり、小分類の見直し内容等は反映していない。
2）本統計表の結果表章に当たっては，結果数値の１の位を四捨五入して10単位としているため，総数と内訳を合計した値は必ずしも一致しない。
3）該当する結果数値がない場合については「-」，該当する結果数値があるもののうち，四捨五入の結果「0」となる場合については「0」で表章している。
4）本統計表の結果数値は，抽出による標本誤差を含んでおり，全数集計における結果数値とは必ずしも一致しない。

【参考５】職業分類改定研究会について

【構成員等】

○学識経験者（五十音順）

太田　聰一　慶應義塾大学経済学部教授
川﨑　　茂　滋賀大学データサイエンス・AIイノベーション研究推進センター特別招聘教授
小松　恭子　独立行政法人労働政策研究・研修機構研究員
萩原　牧子　リクルートワークス研究所調査設計・解析センター長
藤原　　翔　東京大学社会科学研究所教授

〇関係府省等

総務省統計局
厚生労働省
文部科学省
経済産業省
国土交通省
（独）統計センター

(オブザーバー)

日本銀行

【その他：研究協力者】

● 各回の議題に応じて、専門家や関係省庁の参加を招請

（例：デジタル関係）

・ＩＰＡ（独立行政法人 情報処理推進機構）
・学識経験者（大学教授）

【参考６】職業分類改定研究会による改定素案の作成（1/2）

回	開催日	議事
1	令和６年３月13日	（１）職業分類改定研究会の運営等について （２）日本標準職業分類の見直しに向けた研究課題等 （３）検討スケジュール等について
2	令和６年５月20日	（１）国勢統計における職業分類について （２）見直しに向けた研究課題等の洗い出し
3	令和６年６月７日	（１）厚生労働省編職業分類の第５回改定について （２）見直しに向けた研究課題等の洗い出し
4	令和６年７月19日	（１）ＩＰＡにおけるデジタル人材の考え方 （２）見直しに向けた研究課題等の洗い出し
5	令和６年９月９日	（１）デジタル・ＩＣＴ系分野の職業 （２）見直しに向けた研究課題等の洗い出し
6	令和６年10月７日	（１）職業分類第６回改定基本方針の策定について （２）職業分類の見直しにおける課題の整理 （３）日本標準職業分類の目的等の整理
7	令和６年11月８日	（１）日本標準職業分類の目的等の整理 （２）職業分類の課題に対する見直し方針
8	令和６年12月16日	（１）日本標準職業分類の目的等の整理 （２）分類項目の新設、廃止等を検討するための基準 （３）職業分類の課題に対する見直しの方針
9	令和７年１月20日	（１）日本標準職業分類の目的等の整理 ・一般原則における用語の見直し ・職業の決定方法 （２）分類項目の新設、廃止等を検討するための量的な目安 （３）日本標準職業分類の適用に当たって留意すべき事項 （４）職業分類の課題に対する見直しの方針

【参考６】職業分類改定研究会による改定素案の作成（2/2）

回	開催日	議事
10	令和７年２月17日	（１）職業の決定方法の検討について （２）第９回職業分類改定研究会までの意見を踏まえた一般原則（仮）の修正 （３）日本標準職業分類第６回改定案作成の基本方針について （４）職業分類の改定案作成の進め方について
11	令和７年３月24日	（１）第10回職業分類改定研究会までの意見を踏まえた一般原則（仮）の修正 （２）日本標準職業分類第6回改定案作成の基本方針について
12	令和７年４月25日	（１）日本標準職業分類第６回改定案作成の基本方針に沿った検討状況の報告
13	令和７年５月23日	（１）日本標準職業分類第6回改定案における小分類項目の新規立項等の検討について
14	令和７年６月27日	（１）日本標準職業分類第6回改定案における小分類項目の新て規立項等の検討について
15	令和７年7月25日	（１）日本標準職業分類第6回改定案における小分類項目の新規立項等の検討について
16	令和７年９月12日	（１）日本標準職業分類第6回改定案における小分類項目の新規立項等の検討について
17	令和７年10月10日	（１）内容例示等の見直し指針等の検討について （２）日本標準職業分類第6回改定案における小・中・大分類項目の構成の検討について
18	令和７年11月21日	（１）日本標準職業分類第6回改定案における小・中・大分類項目の構成の検討について
19	令和７年12月19日	（１）日本標準職業分類第6回改定案における小・中・大分類項目の構成の検討について
20	令和８年１月30日	（１）日本標準職業分類第6回改定案における小・中・大分類項目の構成の検討について
21	令和８年３月13日	（１）日本標準職業分類第6回改定案における小・中・大分類項目の構成の検討について
22	令和８年４月17日	（１）日本標準職業分類第6回改定案における小・中・大分類項目の構成の検討について
23	令和８年５月26日	（１）日本標準職業分類第6回改定案における小・中・大分類項目の構成の検討について
24	令和８年6月23日	（１）日本標準職業分類第6回改定案の検討について
25	令和８年７月28日	（１）統計委員会への諮問案について

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(1/36)

大分類B［専門的・技術的職業従事者］（抜粋）

改定案	現行（第５回改定）	改定理由
07　製造技術者 専門的・科学的知識を応用して、食品、電気・電子・電気通信、機械などの製品の開発に関する技術的な職務、又はこれらの製品を生産するための生産工程の設計・管理、品質管理、監督・指導などの技術的な職務に従事するものをいう。 なお、部品の開発・生産に係る技術者は、その部品の材質、製法、機能により小分類〔071～079〕のそれぞれに分類される。 この職務を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）の課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識を必要とする。 ただし、次の職務に従事するものは含まれない。 (１)　主に生産現場で作業員の監督を行うもの大分類Ｋ〔生産工程従事者〕に分類される。 (２)　試験所・研究所などの試験・研究施設で、基礎的又は応用的な研究の職務に従事するものは中分類〔05〕に分類される。 (３)　指示を受けて製図のみ行うものは小分類〔632〕に分類される。	07　製造技術者（開発） 科学的・専門的知識を応用して、食品、電気・電子、機械、化学などの製品の開発・設計及び電気に関する技術の開発、施設の設計などの技術的な仕事に従事するものをいう。 なお、部品の開発・設計に係る技術者は、その部品の材質、製法、機能により小分類〔071～079〕のそれぞれに分類される。 この仕事を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）の課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識を必要とする。 ただし、試験所・研究所などの試験・研究施設で、基礎的な研究の仕事に従事するものは中分類〔05〕に分類される。また、指示を受けて製図のみ行うものは小分類〔591〕に分類される。 08　製造技術者（開発を除く） 科学的・専門的知識を応用して、食品、電気･電子、機械、化学などの製品の生産における生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計及び工程管理・品質管理、監督、指導並びに発送電など電気に係る機器又は施設の工事･維持・管理など、中分類〔07〕に含まれない技術的な仕事に従事するものをいう。 なお、部品の製造に係る技術者は、その部品の材質、製法、機能により小分類〔081～089〕のそれぞれに分類される。 この仕事を遂行するには、通例、大学（短期大学を除く）の課程を修了したか又はこれと同程度以上の専門的知識を必要とする。 ただし、主に生産現場で作業員の監督を行うものは大分類Ｈ〔生産工程従事者〕に分類される。	製造技術者については、第５回改定時に技術者が扱う製品の技術分野別に「製造技術者（開発）」及び「製造技術者（開発を除く）」を区分したが、実際の製造現場における職務の担当範囲等を考慮すると、開発とそれ以外で完全に二分するのは困難であることから、現行の中分類07「製造技術者（開発）」及び同08「製造技術者（開発を除く）」を統合し、分類項目名を改称。また、小分類の説明文修正に伴い、本項目の説明文も修正。
071 食品技術者 各種飲食料品の開発・生産に関し、製造技術の開発、又は生産工程の設計・管理、製造、品質管理、監督・指導などの技術的な職務に従事するものをいう。 ただし、食品衛生・監視の職務に従事するものは小分類〔149〕に分類される。	071 食品技術者（開発） 科学的・専門的知識を応用して、各種飲食料品の開発に関し、技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、食品衛生・監視の仕事に従事するものは小分類〔159〕に分類される。	現行の小分類071「食品技術者（開発）」及び同081「食品技術者（開発を除く）」を統合。 統合に当たって、厚生労働省編職業分類や厚生

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(2/36)

大分類B［専門的・技術的職業従事者］（抜粋）

改定案	現行（第５回改定）	改定理由
この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・飲食料品の原材料の分析・原材料の配合割合、加工方法などの検討 ・飲食料品の生産工程・生産設備の設定等の工程設計及び工程ごとの作業内容・手順の設定 ・製造した飲食料品の安全性等の品質管理 ○食品製造技術者、製粉技術者、製菓技術者、製糖技術者、酪農製品（乳製品）技術者、水産食品製造技術者、醸造技術者、醸造試験技術者、マーガリン製造技術者、食品化学技術者、製氷技術者、食品冷凍技術者、醤油・味噌製造技術者、食品缶詰製造技術者、製茶技術者、清涼飲料製造技術者 ×たばこ製造技術者〔079〕、配合飼料製造技術者〔079〕、ペットフード製造技術者〔079〕、と畜検査員（獣医師）〔113〕、食品衛生監視員〔149〕	○食品開発技術者；製粉技術者（開発）；製菓技術者（開発）；製糖技術者（開発）；酪農製品開発技術者；水食品開発技術者；醸造技術者（開発）；清涼飲料開発技術者；食品化学技術者（開発） ×食品技術者（開発を除く）〔081〕；食品衛生監視員〔159〕 081 食品技術者（開発を除く） 科学的・専門的知識を応用して、各種飲食料品の生産に関し、生産性の検討・生産準備・設備計画などの工程設計及び工程管理･品質管理、監督、指導などの技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、食品衛生・監視の仕事に従事するものは小分類〔159〕に分類される。 ○食品製造技術者；製粉技術者（開発を除く）；製菓技術者（開発を除く）；製糖技術者（開発を除く）；酪農製品技術者（開発を除く）；水産食品製造技術者；醸造試験技術者（開発を除く）；醸造技術者（開発を除く）；マーガリン製造技術者；しょう油・味そ製造技術者；食品缶詰製造技術者；製茶技術者；清涼飲料製造技術者；食品化学技術者（開発を除く）；製氷技術者（開発を除く）；食品冷凍　技術者（開発を除く） ×と畜検査員〔123〕；食品衛生監視員〔159〕	省の職業情報提供サイト（job tag。以下「job tag」という。）を参考に、「開発」に相当する具体の職務（製造技術の開発）、「生産」に相当する具体の職務（工程管理、監督、指導）を説明文に追記し、その他の細かな内容は課業に列挙する形で整理。 現行の説明文冒頭の「科学的・専門的知識を応用して」は、中分類の説明と重複するため削除（以降の小分類についても同様に対応）。 現行の小分類〔071〕及び同〔081〕の内容例示を統合。

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(3/36)

大分類B［専門的・技術的職業従事者］（抜粋）

改定案		改定理由
093 システム設計・開発・保守技術者 顧客又は自己の経営・業務上の課題解決のため、情報処理システムやソフトウェア（ウェブ系や組込・制御系を含む）の仕様の検討・設計・開発・保守などの職務に従事するものをいう。ソフトウェアの開発企画、企業等における情報処理システムの導入に関する企画や導入時の支援の職務に従事するものも含まれる。 ただし、プログラミングの職務に従事するものは小分類〔094〕に、ネットワークシステム全体の設計・開発・保守の職務に従事するものは小分類〔095〕に分類される。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・情報処理システム・ソフトウェアの開発に係る要件定義書・基本設計書・詳細設計書の作成 ・テスト環境の構築、情報処理システム全体の動作確認 ・本番環境への移行の支援	102 システム設計者 顧客又は自己の問題の解決のため、ハードウェア、ソフトウェア双方を含め、主として必要なシステム全体の構成を企画する仕事に従事するものをいう。パッケージソフトウェアの開発企画、企業等でシステムの導入に関する企画や導入時の監督の仕事に従事するものも含まれる。 ただし、個々のソフトウェアの開発の仕事に従事するものは小分類〔103〕に分類される。	システム設計・開発・保守を一体的に実施している場合があり得ること、また、「設計」の概念を情報処理システム全体・個々のソフトウェアと区分することは困難であることを踏まえ、現行の小分類104「ソフトウェア作成者」に含まれていた「設計」の概念を本項目に統合し、開発・保守に従事するものも本項目に区分することが可能となるよう再構成して、ただし書を修正。また、ＰＣなどの汎用機器だけでなく、ウェブ上や特定の機器で稼働するものの設計等も含まれることを明示。 新小分類092「プロジェクトマネージャー」との切り分けを明確にするため、説明文にある「監督」という表現を「支援」に修正。 想定される主な課業を追記。

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(4/36)

大分類B［専門的・技術的職業従事者］（抜粋）

改定案	現行（第５回改定）	改定理由
○システムアーキテクト、情報処理アーキテクト、ＩＴアーキテクト、システムエンジニア、社内システムエンジニア、システムプランナー、システムデザイナー、ソフトウェアエンジニア、ソフトウェアアーキテクト、ウェブシステム開発従事者、エンベデッドシステムスペシャリスト、組込エンジニア、システム保守技術者 ×プロジェクトマネージャー〔092〕、プログラマー〔094〕	○システムアーキテクト；システムアナリスト；情報処理アーキテクト；ＩＳアーキテクト ×情報処理プロジェクトマネージャ〔103〕；プログラマー〔104〕	「システムエンジニア」及び「社内システムエンジニア」をマル例示に追加。なお、「社内システムエンジニア」はシステム設計・開発・保守以外にも、システム運用管理などの他の職務に従事している場合もあり得るが、それらを明確に区別することは困難であることから、システム設計・開発・保守が主な課業であるとし、本項目に区分。
094 プログラマー ソフトウェア（ウェブ系や組込・制御系を含む）作成のためのプログラミングの職務に従事するものをいう。作成したプログラムの動作確認を行うものも含まれる。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・詳細設計書等に基づく具体的な処理手順の検討 ・コンピューター言語を用いたプログラムの作成 ・作成したプログラムの動作確認・修正 ○プログラマー、ゲームプログラマー、ＣＧプログラマー、ウェブプログラマー、ＨＴＭＬコーダー、ネットワークプログラマー、数値制御（ＮＣ）工作機械プログラマー、デバッガー	104 ソフトウェア作成者 ソフトウェア作成（基本ソフトウェア及びアプリケーションソフトウェア双方の開発を含む。）のための仕様決定、設計及びプログラミングの仕事に従事するものをいう。 ただし、主としてシステム全体の構成を企画する仕事に従事するものは小分類〔102〕に分類される。 ○テクニカルスペシャリスト;プログラマー；ゲームプログラマー；ＣＧプログラマー；社内システムエンジニア；クリエータ（情報通信産業に関するもの）	新小分類093「システム設計・開発・保守技術者」との重複内容を整理し、プログラミングに関連する職務に特化したことから項目名を改称し、説明文を修正。 統計調査において「プログラム動作確認」の回答が頻出しているころから、説明文を修正。 想定される主な課業を追記。 「テクニカルスペシャリスト」は明確な定義がないため、マル例示から削除。 「社内システムエンジニア」は、新小分類093「システム設計・開発・保守技術者」に移設。 「クリエータ（情報通信産業に関するもの）」は動

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(5/36)

大分類B［専門的・技術的職業従事者］（抜粋）

改定案	現行（第５回改定）	改定理由
×プロジェクトマネージャー〔092〕、システムアーキテクト〔093〕、組込エンジニア〔093〕、ネットワークエンジニア〔095〕、ウェブデザイナー〔233〕	×システムアーキテクト〔102〕；情報処理プロジェクトマネージャ〔103〕	画作成・編集に係るクリエーターと混同するおそれがあり、また、明確な定義のない汎用的な呼称であるため、マル例示から削除。 ウェブ・組込・制御系ソフトウェアのプログラミングが含まれることを示すため、厚生労働省編職業分類等を参考に、「ＨＴＭＬコーダー」等をマル例示に追加。 「デバッガー」の取扱いについて、その課業は、作成したプログラムの動作確認に関連するものであることから、本項目に区分するようマル例示に追加。。 混同するおそれのあるものをバツ例示に追加。
095 ＩＴインフラエンジニア 有線電気通信・無線通信などの事業用電気通信設備、ＬＡＮ設備、通信規格、サーバー、ストレージ、データベースなど、情報処理システムの基盤整備に関する計画・設計・施設工事の監督などの職務に従事するものをいう。ネットワークシステム全体の設計・開発・保守の職務に従事するものも含まれる。 ただし、次の職務に従事するものは含まれない。 （１） プログラム作成の職務に従事するものは小分類〔094〕に分類される。 （２） 導入済みの情報処理システムの運用・管理の職務に従事するものは小分類〔097〕に分類される。 （３） 通信施設の通信操作・技術操作、電波の監視・規正の職務に従事するものは小分類〔101〕に分類される。 （４） 通信回線に利用者の機器を接続する作業に従事するものは小分類〔712〕に分類される。	106 通信ネットワーク技術者 有線電気通信・無線通信などの事業用電気通信設備及びＬＡＮ設備に関する計画・設計・施設工事の監督・維持管理などの技術的な仕事並びに通信規格など通信技術に関する技術的な仕事に従事するものをいう。 ただし、プログラム作成の仕事に従事するものは小分類〔104〕、サーバー管理の仕事に従事するものは小分類〔105〕、通信施設の通信操作・技術操作、電波の監視・規正の仕事に従事するものは小分類〔246〕、通信回線に利用者の機器を接続する作業に従事するものは小分類〔674〕に、ウェブのデザインの仕事に従事するものは小分類〔224〕に分類される。	サーバーに関する説明がなく、データベースに関連した技術職について明示的に説明されていないことを踏まえ、通信ネットワーク以外の基盤整備も含む項目となるよう説明文を見直し、項目名を改称。 「ウェブのデザインの仕事に従事するもの」は含まれない旨の説明がなされているが、本項目の説明内容

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(6/36)

大分類B［専門的・技術的職業従事者］（抜粋）

改定案	現行（第５回改定）	改定理由
この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・情報処理システムの基盤整備（ＩＴインフラ）に係る要件定義書の作成 ・ＩＴインフラの設計・構築 ・障害や災害が発生した際のＩＴインフラの復旧作業 ○電気通信技術者、電気通信主任技術者、電気通信施設技術者、有線電気通信技術者、無線電気通信技術者、ネットワークエンジニア、ネットワークスペシャリスト、データベースエンジニア、データベーススペシャリスト、サーバーエンジニア ×ネットワークプログラマー〔094〕、サーバー管理者〔097〕、ＡＩエンジニア〔099〕、クラウドエンジニア〔099〕、データエンジニア〔099〕、無線通信員〔101〕、無線技術士〔101〕、電波監視官〔101〕、有線テレビ技術員〔235〕、電気通信設備工事従事者〔712〕	○電気通信技術者；電気通信主任技術者；電気通信施設技術者；有線電気通信技術者；無線電気通信技術者 ×ネットワークプログラマー〔104〕；サーバー管理者〔105〕；無線通信員〔246〕；無線技術士〔246〕；有線テレビジョン技術員〔246〕；電波監視官〔246〕；電気通信設備工事従事者〔674〕	を鑑みても、「ウェブのデザインの仕事に従事するもの」と混同する可能性は低いことから、本説明をただし書から削除。 想定される主な課業を追記。 説明文の見直しを踏まえ、「ネットワークエンジニア」等をマル例示に追加。 混同するおそれのあるものをバツ例示に追加。
096 セキュリティエンジニア 情報処理システム・ソフトウェア等に対する不正アクセスなど外部からの攻撃への対応や、情報処理システムの監査・脆弱性診断などの職務に従事するものをいう。 ただし、情報処理システムの基盤整備の職務に従事するものは小分類〔095〕に、導入済みの情報処理システムの運用・管理の職務に従事するものは小分類〔097〕に分類される。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・不正アクセス等を検知・防衛する情報処理システムの設計等の支援 ・外部からの攻撃によるインシデント対応 ・情報処理システムの監査・脆弱性診断の実施 ○セキュリティエンジニア、情報セキュリティ技術者、セキュリティアナリスト、セキュリティエキスパート、情報処理安全確保支援士 ×ＩＴインフラエンジニア〔095〕、サーバー管理者〔097〕	（新設）	現行の小分類105「システム運用管理者」及び同106「通信ネットワーク技術者」に含まれているセキュリティ技術者に関連する職務を分割し、新小分類096「セキュリティエンジニア」を新設。

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(7/36)

大分類B［専門的・技術的職業従事者］（抜粋）

改定案	現行（第５回改定）	改定理由
098 ＩＴヘルプデスク 　情報処理システム、ソフトウェア、ハードウェアなどに関連する専門知識を活用し、導入済みの情報処理システム等に関する利用者からの問合せ対応、障害発生時の課題の診断及びその解決を支援する職務に従事するものをいう。 　ただし、情報処理システム等に係るもの以外の利用者からの問合せに対応する職務に従事するものは小分類〔293〕に分類される。 　この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・導入済みの情報処理システム等に関する電話やメールなどでの質問に対する回答 ・障害発生時の情報処理システム等の動作検証、課題解決策の提案 ○ＩＴサポートデスク、カスタマーサービス（情報処理・通信技術に係るもの） ×コールセンターオペレーター〔293〕、カスタマーサポート〔293〕、キッティング作業員〔319〕	（新設）	現行の小分類109「その他の情報処理・通信技術者」のうち、情報処理システム等に関する利用者からの問合せに対応するものを独立させ、新小分類098「ＩＴヘルプデスク」を新設。

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(8/36)

大分類C［保健医療・社会福祉専門職業従事者］（抜粋）

改定案	現行（第５回改定）	改定理由
12　保健指導・看護従事者 保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士、愛玩動物看護師の免許を有し、保健指導、歯科保健指導、助産、傷病者・愛玩動物に対する療養上の世話などの専門的性質の職務に従事するものをいう。 ただし、看護師等の免許を有するが、自衛官であるものは中分類〔50〕に分類される。	13　保健師,助産師,看護師 保健師、助産師、看護師等の免許を有し、保健指導、助産、傷病者等に対する療養上の世話などの仕事に従事するものをいう。 ただし、看護業務に従事する自衛官は中分類〔43〕に分類される。	新小分類125「愛玩動物看護師」の新規立項に伴い、本中分類が保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）による職業のみではなくなったこと、「看護師」は看護と保健指導、「保健師」及び「助産師」は保健指導、「愛玩動物看護師」は愛玩動物の看護と保健指導が主な課業であり、「歯科衛生士」の課業も歯科保健指導であることから、現行の小分類146「歯科衛生士」を本中分類に移設し、本中分類の名称も「保健指導・看護従事者」に変更。 新大分類Ｃ「保健医療・社会福祉専門職業従事者」に共通する表現である「専門的性質の職務」を説明文に追加。 現行のただし書を、新中分類11のただし書（４）の表現と平仄を合わせるため修正。また、看護師以外の資格を保有する可能性があることから、「看護師等の免許を有する」に修正。
124 歯科衛生士 歯科衛生士の免許を有し、歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上に寄与することを目的として、歯科医師の指導の下に、歯科診療の補助及び歯科保健指導等の職務に従事するものをいう。	146 歯科衛生士 歯科衛生士の免許を有し、歯科医師の直接の指導の下に、歯牙及び口くう（腔）の疾患の予防処置として歯垢・歯石の除去、歯科診療の補助並びに歯科保健指導などの仕事に従事するものをいう。	新中分類12に属する各小分類と平仄を合わせ、関連法令を参考に説明文を修正。

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(9/36)

大分類C［保健医療・社会福祉専門職業従事者］（抜粋）

改定案	現行（第５回改定）	改定理由
この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・患者等に対する、歯牙・口腔の疾患の予防の知識に基づく歯磨き・食事等の歯科保健指導 ・医療用機器の操作等による歯牙露出面・歯茎・口腔に対する医薬品等の塗布、汚れや歯石等の除去等の医療行為 ・診療に用いる機器や医薬品の準備、治療内容の説明 ○歯科衛生士（ＤＨ） ×医薬品製造技術者〔077〕、化粧品製造技術者〔077〕、歯科医師〔112〕、看護師〔123〕、診療放射線技師〔131〕、歯科技工士（ＤＴ）〔136〕、歯科助手（ＤＡ）〔432〕、デンタルアシスタント〔432〕	○歯科衛生士 ×歯科医師〔122〕；歯科助手〔372〕	関連法令、厚生労働省編職業分類及びjob tagを参考に、想定される主な課業を追記。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。 歯科衛生士の免許を有するが、歯磨き粉等の医薬品・化粧品の開発・製造管理をするものをバツ例示に追加。
125 愛玩動物看護師 愛玩動物看護師の免許を有し、愛玩動物に関する獣医療の普及向上等に寄与することを目的として、獣医師の指示の下に行われる愛玩動物の診療の補助、疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物の世話その他の愛玩動物の看護などの職務に従事するものをいう。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・愛玩動物に対する輸液剤の注射 ・採血・マイクロチップの装着・カテーテル留置等の診療の補助 ・疾病にかかり、又は負傷した愛玩動物 の世話その他の看護 ・愛玩動物飼養者等に対する愛玩動物の愛護及び適正な飼養に係る助言その他の支援 ~~・動物の保定及び院内の衛生管理~~ ○動物看護師、訪問動物看護師 ×獣医師〔113〕、看護師〔123〕、動物病院助手〔439〕、動物看護助手〔439〕、アニマルケアスタッフ〔439〕、ペットシッター〔495〕、ペットトリマー〔495〕、ペットブリーダー（犬・猫・モルモット・小鳥など）〔532〕	（新設）	愛玩動物看護師法（令和元年法律第五十号）の施行によって、新たに「愛玩動物看護師」の制度が創設されたため、新規立項。 なお、同法の施行により、「愛玩動物看護師」は、有資格者のみが名乗ることが可能となっている。

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(10/36)

大分類C［保健医療・社会福祉専門職業従事者］（抜粋）

改定案	現行（第５回改定）	改定理由
141 管理栄養士 管理栄養士の免許を有し、集団給食施設における特別の配慮を必要とする給食の管理、傷病者の療養のための栄養指導、専門的知識を必要とする健康の保持増進のための栄養指導などの職務に従事するものをいう。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導 ・個人の身体の状況、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導 ・特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状況、栄養状態、利用の状況等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理及びこれらの施設に対する栄養改善上必要な指導等 ○学校栄養職員（管理栄養士）、栄養指導員（管理栄養士）、行政栄養士（管理栄養士）、スポーツ管理栄養士 ×食品製造・開発技術者〔071〕、栄養士〔142〕、小学校栄養教諭〔183〕、中学校栄養教諭〔184〕、パーソナルトレーナー〔264〕、食生活アドバイザー〔439〕、調理師〔461〕	（新設）	平成12年の栄養士法改正により、「管理栄養士」の業務が明確化されてから約25年が経過し、「栄養師」と「管理栄養士」の知識、技能、職務及び社会的な役割に差異が生じている中、一部の統計調査では両者を区分して集計している。日本標準職業分類を用いる統計においても、両者を区分して集計されるよう、現行の小分類151「栄養士」から切り出して「管理栄養士」を新規立項。
142 栄養士 栄養士の免許を有し、栄養指導の職務に従事するものをいう。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・栄養相談・食事相談等の栄養指導 ・集団給食施設における献立の作成・栄養価の計算 ○学校栄養職員（栄養士）、ダイエットコーディネイター（栄養士） ×食品製造技術者〔071〕、管理栄養士〔141〕、小学校栄養教諭〔183〕、中学校栄養教諭〔184〕、パーソナルトレーナー〔264〕、食生活アドバイザー〔439〕、調理師〔461〕	151 栄養士 栄養士の免許を有し、栄養指導、栄養相談、給食施設における献立の作成・栄養価の計算・特別治療食の調理・その他これらに伴う食事相談・し（嗜）好調査・栄養摂取状況調査などの栄養指導の仕事に従事するものをいう。 ○栄養士；管理栄養士；栄養指導員；学校栄養職員；ダイエット・コーディネイター（栄養士） ×食品衛生監視員〔159〕；調理師〔391〕	関連法令、厚生労働省編職業分類及びjob tagを参考に、新中分類11「医師、歯科医師、獣医師、薬剤師」に属する各小分類と平仄を合わせ、就業する場所を限定する表現を削除するなど説明文を修正し、想定される主な課業を追記。 新規立項した「管理栄養士」に関連するものをマル例示から削除。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(11/36)

大分類C［保健医療・社会福祉専門職業従事者］（抜粋）

改定案	現行（第５回改定）	改定理由
144 心理カウンセラー 公認心理師の資格等を有し、心理に関する支援を要するものやその関係者に対して、心理状態の観察、心理に関する相談・助言・指導などの職務に従事するものをいう。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・心理検査の実施、支援対象者との面談（カウンセリング） ・支援対象者からの相談に対する助言・指導 ・支援対象者への集団療法の実施 ・心の健康に関する教育・情報提供 ○公認心理師、産業カウンセラー、障害者職業センターカウンセラー、職場カウンセラー、スクールカウンセラー、児童心理司、心理判定員、カウンセラー（心理に関する相談であるもの） ×心理学研究員〔052〕、精神科医〔111〕、職業相談員〔496〕、キャリアコンサルタント〔496〕、家族相談員〔496〕、カウンセラー（心理に関する相談でないもの）〔496〕	（新設）	施設の種類に応じて、現行の小分類159「他に分類されない保健医療従事者」、169「その他の社会福祉専門職業従事者」及び243「カウンセラー（医療・福祉施設を除く）」の三つの項目に分類されていた「心理カウンセラー」を統合し、新規立項。 関連法令を参考に説明文を整理し、想定される主な課業を追記。 現行の小分類159「他に分類されない保健医療従事者」等の３つの項目のマル例示を整理し、「公認心理師」を追加。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
153 介護支援専門員（ケアマネジャー） 介護支援専門員の資格を有し、利用者が適切な介護サービスを利用できるよう、日常生活の状況把握、援助目標の設定、介護サービス計画の作成、提供されるサービスの評価、介護サービス提供事業者との連絡調整などの専門的性質の職務に従事するものをいう。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・介護サービス利用者の日常生活の状況把握、課題分析及び目標設定 ・利用する介護サービスの種類・内容・実施事業者などを定めた介護サービス計画（ケアプラン）の作成 ・提供されている介護サービスの評価、市町村への実績報告、事業者との連絡調整及びケアプランの見直し ・利用者やその家族に対する相談対応・情報提供 ・介護保険などの行政手続や申請の代行･支援	（新設）	現行の小分類169「その他の社会福祉専門職業従事者」のマル例示である「介護支援専門員（ケアマネージャー）」を切り出して、新規立項。 新規立項に当たり、分類項目名称に、厚生労働省が公式に使用している「ケアマネジャー」を括弧書きで追記。

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(12/36)

大分類C［保健医療・社会福祉専門職業従事者］（抜粋）

改定案	現行（第５回改定）	改定理由
○介護支援専門員、ケアマネジャー（ケアマネ）、主任介護支援専門員、主任ケアマネジャー ×児童自立支援専門員〔155〕、生活支援員〔155〕、支援相談員〔155〕、介護事務員〔352〕、介護保険事務員〔352〕、生活支援ワーカー（施設介護）〔421〕、介護福祉士〔421又は422〕、ケアワーカー〔421又は422〕、主任訪問介護員〔422〕、ホームヘルパー〔422〕	（新設）	
154 精神保健福祉士 精神保健福祉士の資格を有し、精神障害者及び精神保健上の課題を抱えるものからの相談に応じて、助言・指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う専門的性質の職務に従事するものをいう。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・精神疾患・障害により医療を受けているもの等に対する医療機関内外での相談支援などの援助 ・医療に加えて福祉による支援を必要とするもの等に対する日常生活・社会生活にわたる支援 ・医療を受けていないものの精神保健上の課題がある者に対する、顕在的ニーズの発見、回復支援などの援助 ・精神疾患・障害及び精神保健上の課題が明らかになっていないものの、支援を必要とする可能性のある者に対する、情報提供、理解促進、潜在的ニーズの発見、介入などの援助 ・上記に関する関係機関等との連携 ○精神保健福祉士（ＭＨＳＷ）、精神保健福祉士（ＰＳＷ）、精神医学ソーシャルワーカー、精神科ソーシャルワーカー、メンタルヘルスソーシャルワーカー ×公認心理師〔144〕、心理カウンセラー〔144〕、スクールカウンセラー〔144〕、ケースワーカー〔155〕、ソーシャルワーカー〔155〕、スクールソーシャルワーカー〔155〕、メディカルソーシャルワーカー（ＭＳＷ）〔155〕、社会福祉士〔155〕、ケアワーカー〔421又は422〕	（新設）	施設ごとに、現行の小分類159「他に分類されない保健医療従事者」、小分類169「その他の社会福祉専門職業従事者」及び小分類243「カウンセラー（医療・福祉施設を除く）」等に分類されていた「精神保健福祉士」を新規立項。

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(13/36)

大分類D［法務・経営・教育等専門職業従事者］（抜粋）

改定案	現行（第５回改定）	改定理由
166 行政書士 　他人の依頼を受けて、官公署に提出する書類の作成などの職務に従事するものをいう。 　ただし、その業務を行うことが他の法律において制限されている職務に従事するものは、それぞれ該当する項目に分類される。 　この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・許認可申請等の官公署に提出する書類、相続・契約・示談等の権利義務に関する書類及び図面・帳簿等の事実証明に関する書類の作成 ・上記書類の提出手続等の代理 ・行政書士が作成可能な書類の作成に関する相談対応 ×弁理士〔164〕、司法書士〔165〕、通関士〔169〕、行政書士補助者〔289〕	（新設）	新規立項の量的目安等を満たしていると考えられることから、「行政書士」を新規立項。 総務省ウェブサイトを参考に、想定される主な課業を追記。 ただし書に該当する士業（その業務を行うことが他の法律において制限されている）等をバツ例示に掲載。
182 認定こども園保育教諭 　認定こども園（類型を問わない）において、幼児の教育及び乳児・幼児の保育を一体的に行う職務に従事するものをいう。 　ただし、認定こども園において、乳児・幼児の保育の職務のみに従事するものは小分類〔152〕に、幼児の教育の職務のみに従事するものは小分類〔181〕に分類される。 　この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・集団生活や遊びなどの活動を通じた幼児の教育及びそれと一体的に行う乳児・幼児の保育 ・乳児・幼児の主体的・自発的な活動を生み出すために必要な環境の整備 ・乳児・幼児の発達状況に応じた指導計画・保育計画の作成 ・乳児・幼児の生活などに関する保護者への連絡・相談・助言 ○保育教諭、認定こども園園長、認定こども園教頭、認定こども園保育教諭、認定こども園養護教諭、認定こども園養護助教諭、認定こども園栄養教諭、認定こども園講師 ×保育所保育士〔152〕、認定こども園保育士〔152〕、幼稚園教諭〔181〕	（新設）	新小分類182「認定こども園保育教諭」を新設。 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）、幼保連携型認定こども園教育・保育要領解説（内閣府・文部科学省・厚生労働省）等を参考に説明文を修正し、想定される主な課業及び内容例示を記載。 「幼保連携型」か「それ以外」かの類型を問わず、「認定こども園」の「保育教諭」は、教育と保育を一体的に行うため、本項目に分類（「認定こども園」の園長等も同様として扱う）。

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(14/36)

大分類D［法務・経営・教育等専門職業従事者］（抜粋）

改定案	現行（第５回改定）	改定理由
×保育所保育士〔152〕、認定こども園保育士〔152〕、幼稚園教諭〔181〕	（新設）	一方、「認定こども園」で勤務している者のうち、「保育教諭」ではなく、教育又は保育のいずれかを行っているものは、新小分類182「幼稚園教員」又は同152「保育士」に分類。 混同するおそれのある「保育所保育士」等をバツ例示に記載。
185 義務教育学校教員 義務教育学校において、義務教育としての普通教育を基礎的なものから一貫して行う職務に従事するものをいう。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・義務教育として行う普通教育を基礎的なものから一貫して行う教育 ・各教科等の目標や児童・生徒の発達の特性等に応じた指導計画の作成・改善 ・児童・生徒が抱える課題、進路等に関する面談・指導・援助 ・児童・生徒の学習の成果などの評価及び保護者との指導方法などについての相談 ○義務教育学校校長、義務教育学校教頭、義務教育学校教諭、義務教育学校養護教諭、義務教育学校副校長、義務教育学校主幹教諭、義務教育学校指導教諭、義務教育学校助教諭、義務教育学校養護助教諭、義務教育学校講師、義務教育学校栄養教諭、義務教育学校司書教諭 ×小学校教諭〔183〕、中学校教諭〔184〕、図書館司書〔251〕、学校司書〔289〕、学校図書館司書〔289〕	（新設）	新小分類185「義務教育学校教員」を新設。 学校教育法、小学校及び中学校の各学習指導要領解説【総則編】（文部科学省）等を参考に説明文を記載し、想定される主な課業を記載。 学校教育法を参考に内容例示を整理。

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(15/36)

大分類Ｅ［文化・芸術等従事者］（抜粋）

改定案	現行（第５回改定）	改定理由
235 映像・動画制作者 映画、テレビ番組、アニメーション、インターネット動画などの映像・動画作品の制作、放送、配信、編集に関する専門知識を有し、映像・動画撮影用の機械やテレビ放送・インターネット配信用の通信設備の操作、編集ソフトウェアの利用などにより、映像・動画の制作に従事するものをいう。映像・動画の企画、撮影、編集、配信など一連の工程を自ら行うものを含む。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・アニメーションの原画や動画の作画 ・映像・動画の撮影 ・映像・動画への音響効果、ナレーションの挿入などの編集 ・映像の放送や動画の配信 ○映画撮影助手、映像撮影者、テレビカメラ撮影技師、テレビカメラマン、テレビ放送技術員、有線テレビ技術員、テレシネ技術員（テレビ放送）、ミクサー（映画・テレビ）、放送雑音防止技術員（テレビ）、中継録音技術員（テレビ）、映像調整員（テレビ会社）、映写技師、音響係、照明係、照明助手、照明オペレーター、アニメーター、インターネット動画配信者、動画クリエーター、ＣＧ（コンピュータグラフィック）アーティスト（動画に関するもの）、グラフィックアーティスト（動画に関するもの）、映像・動画エディター ×ラジオミクサー〔101〕、脚本家〔221〕、ゲームライター〔221〕、ＣＧ（コンピュータグラフィック）アーティスト（静止画に関するもの）〔232〕、グラフィックアーティスト（静止画に関するもの）〔232〕、写真家〔234〕、映画監督〔244〕、助監督〔244〕、映画プロデューサー〔244〕、アシスタントディレクター（映画）〔244〕、ゲームディレクター〔279〕	（新設）	オンライン動画共有プラットフォームに自らが制作した動画を公開し報酬を得ている「インターネット動画配信者」が登場していること、芸術作品の制作に従事するものが分類される現行の中分類〔22〕において、映像作品の制作に従事するものを表章する項目がないことを踏まえ、これらを分類する項目を新設。 現行の小分類225「写真家，映像撮影者」、同246「通信機器操作従事者」、同591「生産関連作業従事者」、同592「生産類似作業従事者」から、映像・動画撮影に関するマル例示を移設。 現行の小分類224「デザイナー」に分類されている「ＣＧ（コンピュータ・グラフィック）アーティスト」及び「グラフィック・デザイナー」は、意匠を考案するのみでなく制作・完成までの工程を担うことから、名称変更の上、動画に関するものとして本項目のマル例示に移設。 映像・動画の制作について総合的に監督するものなどをバツ例示に追加。

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(15/36)

大分類E［文化・芸術等従事者］（抜粋）

改定案	現行（第５回改定）	改定理由
271 通訳 国際会議、商談、講演などの場において、異なる言語を使う人たちの間に入り、話されている言語を相手方の話し言葉に訳し、相手に伝える職務に従事するものをいう。手話通訳の職務に従事するものも含まれる。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・交渉や会議などに立ち会い、話者の話の内容を正確に訳して他の参加者に伝達 ・少人数が日常的な話をする場合に、相手の発言内容を相互に訳して伝達 ・講演会などで講師の傍らに位置し、講師の話の内容を記憶して適切な区切りごとに通訳 ○通訳（通訳ガイドでないもの）、通訳者、手話通訳、手話通訳者、同時通訳、逐次通訳、医療通訳、医療通訳者、商談通訳主事、通訳官補 ×翻訳家〔221〕、通訳ガイド〔491〕、全国通訳案内士〔491〕、地域通訳案内士〔491〕、観光通訳案内人〔491〕	（新設）	現行の小分類249「他に分類されない専門的職業従事者」に分類される「通訳」を切り出して新規立項。 job tagを参考に説明文を整理。 本項目に該当するものをマル例示に追加。 混同しやすいものをバツ例示に追加。そのうち、「通訳ガイド」「観光通訳案内人」、公的な資格である「全国通訳案内士」「地域通訳案内士」は、旅行者に対する外国語による滞在期間中の案内のサービスが課業だが、２者以上の意思疎通を仲介しないことから本項目ではなく新小分類491「旅行・観光案内人」に含むと整理。

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(17/36)

大分類F［事務従事者］（抜粋）

改定案	現行（第５回改定）	改定理由
28　総務事務従事者 庶務・文書・人事・厚生・企画・調査・広報・法務・教育研修など組織全体の運営や管理に必要な事務に従事するものをいう。	25　一般事務従事者 庶務・文書・人事・厚生・企画・調査・広報・法務・教育研修などの仕事に従事するものをいう。秘書・応接（電話応接を含む）などの仕事及び事務全般（中分類26～31に係るものを含む）の仕事に従事するものも含まれる。	総務事務に限定される中分類に変更することに伴い、項目名を変更し、総務事務であることを説明する文章を追加。現行の小分類257「総合事務員」を想定した記載を削除。 また、本中分類は複雑な事務の遂行に対応する能力（スキル）を必要とするものを区分する分類とする。
281 総務事務員 庶務・文書・株式・株主総会対応・広報・法務・内部監査などの職務に従事するものをいう。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・建物・設備などの固定資産の管理 ・文書の分類・整理・保管 ・株主総会の運営や広報誌等の制作 ・法令に基づく規程類の整備や業務監査の実施	251 庶務事務員 庶務・文書・株式・株主総会対応などの仕事に従事するものをいう。	これまで現行の小分類259「その他の一般事務従事者」としていた広報・法務・内部監査関係の事務員を移設することに伴い記載を追記。 厚生労働省編職業分類、job tag等を参考に、想定される主な課業を追記。
○総務担当課長補佐、総務課長代理、総務係長、総務係事務員、庶務係事務員、文書係事務員、広報担当事務員、法務事務員、内部監査事務員、コンプライアンス推進担当事務員、知的財産管理事務員	○総務担当課長補佐；総務課長代理；総務係長；総務係事務員；庶務係事務員；文書係事務員	
×総務課長〔031ほか〕、人事係事務員〔282〕、福利厚生係事務員〔282〕、労務係事務員〔282〕、受付・案内事務員〔291〕、秘書〔292〕、仕分伝票整理事務員〔301〕、用度係事務員〔301〕、消耗品出納事務員〔301〕	×人事係事務員〔252〕；福利厚生係事務員〔252〕；労務係事務員〔252〕；受付・案内事務員〔254〕；秘書〔255〕；伝票整理事務員〔263〕；用度係事務員〔269〕；消耗品出納事務員〔269〕	混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(18/36)

大分類F［事務従事者］（抜粋）

改定案	現行（第５回改定）	改定理由
29　受付、秘書、コールセンター等事務従事者 会社・団体などの受付における来訪者の受付・案内・応接、国会議員、会社社長・役員など高度に専門的・管理的な職業に従事する者の日常的な業務の補助、又は電話・インターネットなどによる組織外部からの問合せ等に対応する職務に従事するものをいう。	（新設）	現行の中分類25「一般事務従事者」を分割し、対人コミュニケーション能力が必要とされる職務に従事する者を対象とした新たな中分類を設置。
291 受付・案内事務員 会社・団体などの受付において、来訪者の受付・案内・応接などの職務に従事するものをいう。 ただし、病院、飲食店、宿泊施設、娯楽場等において受付・接客の職務に従事するものはそれぞれ該当する項目に分類される。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・来訪者からの問合せに対する対応 ・来訪者の出迎えや担当者への取次ぎ ・訪問先への案内 ○フロント（企業）、受付事務員、案内事務員、美容室レセプション、マンションコンシェルジュ ×病院受付係〔351〕、歯科受付係〔351〕、薬剤師助手（調剤薬局事務員）〔439〕、フロント（ホテル）〔474〕、デパートインフォメーション係〔478〕、博物館受付職員〔478〕、図書館カウンター受付職員〔478〕	254 受付・案内事務員 受付・案内・応接などの仕事に従事するものをいう。 ただし、飲食物の給仕や接客の仕事に従事するものは大分類Ｅ〔サービス職業従事者〕に分類される。 ○受付・案内事務員；フロント（企業）；受付事務員；案内事務員；図書館カウンター受付職員；博物館受付職員 ×娯楽施設フロント係〔407〕；デパート売場案内人〔429〕	現行の中分類25「一般事務従事者」から移設。新小分類478「娯楽場等接客員」等との区別のため、従事する場所として想定される「会社・団体」を追記。 ただし書について、飲食物の給仕や接客に従事するもの以外にも該当するものがいることから、幅広く捉えられるよう説明文を修正。 厚生労働省編職業分類、job tag等を参考に、想定される主な課業を追記。 「図書館カウンター受付職員」及び「博物館受付職員」について、図書館・博物館（美術館）は法令によりレクリエーションに資する施設・機関とされており、博物館（美術館）の案内を行うものが新小分類478「娯楽場等接客員」に区分されていることから、これらを統一的に新小分類〔478〕に分類し、マル例示から削除。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(19/36)

大分類F［事務従事者］（抜粋）

改定案	現行（第５回改定）	改定理由
35　医療・介護事務従事者 病院・診療所・介護保険施設などにおいて、医療及び介護に係る事務に従事するものをいう。	（新設）	現行の小分類259「その他の一般事務従事者」のうち、「医療事務員」及び「介護事務員」を独立させ、新中分類35「医療・介護事務従事者」を新設。
351 医療事務員 病院・診療所などにおいて、診療報酬明細書（レセプト）の作成、患者の受付、診療費の請求などの医療に係る事務に従事するものをいう。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・診療報酬明細書の作成及び診療報酬の請求 ・審査支払機関などにおけるレセプトの点検 ・受診患者の健康保険証確認、診察券の発行、診療費の請求、入退院手続などの事務 ・診療情報・診療録（カルテ）などの管理 ○医療クラーク、病院受付係、歯科受付係、レセプト点検員 ×看護師〔123〕、医療ソーシャルワーカー〔155〕、受付・案内事務員〔291〕、看護助手（ＮＡ）〔431〕、薬剤師助手（調剤薬局事務員）〔439〕	（新設）	厚生労働省編職業分類、job tag等を参考に、想定される主な課業を追記。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。
352 介護事務員 介護保険施設・介護サービス事業所などにおいて、介護給付費明細書(介護レセプト)の作成、新規利用者の受付、自己負担金の請求などの介護に係る事務に従事するものをいう。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・介護給付費明細書の作成及び介護報酬の請求 ・審査支払機関における介護レセプトの点検 ・利用者に対する自己負担金の請求 ・新規利用者の受付及びサービスの説明 ○介護保険事務員、介護施設受付係 ×介護支援専門員（ケアマネジャー）〔153〕、受付・案内事務員〔291〕、施設介護従事者〔421〕、訪問介護員〔422〕、ホームヘルパー〔422〕、薬剤師助手（調剤薬局事務員）〔439〕	（新設）	厚生労働省編職業分類、job tag等を参考に、想定される主な課業を追記。 混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(20/36)

大分類F［事務従事者］（抜粋）

改定案	現行（第５回改定）	改定理由
371 一般事務員 大分類Ｆ〔事務従事者〕に該当する職務全般について、特に行うべき職務の内容が限定されない複数の事務、又は前項までの事務従事者を補助する事務に従事するものをいう。 ○総合事務員、補助事務員、事務アシスタント、会計事務アシスタント ×総務係事務員〔281〕、庶務係事務員〔281〕、人事係事務員〔282〕	257 総合事務員 大分類Ｃ〔事務従事者〕に該当する仕事全般について、特に行うべき仕事の内容が限定されず各種の事務の仕事に従事するものをいう。 ただし、複数の仕事の従事していても、行うべき仕事の内容が限定されている場合は、行う仕事の内容により「総合事務員」以外の小分類に分類される。 ○総合事務員 ×総務係事務員〔251〕；人事係事務員〔252〕	現行の中分類25「一般事務従事者」から小分類257「総合事務員」を移設し、名称も「一般事務員」に改称。 本項目には、特に行うべき職務の内容が限定されない複数の事務に加え、前項までの事務従事者の補助に従事するものが含まれる。 なお、説明文で改めて本分類の対象となる事務を整理したことを踏まえ、ただし書を削除。 説明に該当する「補助事務員」等をマル例示に追加。
379 他に分類されない事務従事者 小分類〔281～371〕に含まれない事務に従事するものをいう。 ○調査票審査・集計事務員、資料保管事務員、図書保管事務員、編集事務員、学習塾採点者 ×公安調査官〔289〕、入国審査官〔289〕、行政事務員（職務が特定できないもの）〔289〕、弁護士補助者（パラリーガル）〔289〕、司法書士補助者〔289〕、行政書士補助者〔289〕、学校事務員〔289〕、学校司書〔289〕、学校図書館司書〔289〕、図書館事務職員〔289〕、博物館事務職員〔289〕	（新設）	新大分類Ｆ「事務従事者」に属するどの小分類にも当てはまらない事務職を分類する分類項目をあらかじめ設定（事務職以外で分類不能なものは新大分類Ｏに該当）。 また、本項目には、現行の小分類259「その他の一般事務従事者」のうち、新小分類289「その他の総務事務従事者」に分類されない定型的な単一の課業（作業・任務）に従事するものが含まれる。 現行の小分類〔259〕に区分されるもののうち、該当するマル例示を移設。 新小分類289「その他の総務事務従事者」のマル例示を本項目のバツ例示に追加。

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(21/36)

大分類G［販売・営業従事者］（抜粋）

改定案	現行（第５回改定）	改定理由
383 販売店員 雇用従業者又は家族従業者として、店舗で商品の販売の職務に従事するものをいう。商品の販売に加えて、受注・発送・陳列など一連の工程を自ら行うものも含まれる。 ただし、次の職務に従事するものは含まれない。 （１） レジスターの機械操作・監視、営業、売上伝票の作成、商品の製造、包装など、商品の販売と関連性を有する職務に従事するものであって、職務の内容が限定されている場合は、その職務の内容により、小分類〔384〕、中分類〔40〕、大分類Ｃ〔事務従事者〕、大分類Ｈ〔生産工程従事者〕、大分類Ｋ〔運搬・清掃・包装等従事者〕又は小分類〔401～405〕などの該当する項目に分類される。 （２） 訪問販売・移動販売の職務に従事するものは小分類〔385〕に分類される。 （３） 主に広告宣伝の職務に従事するものは小分類〔493〕に分類される。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・商品の検品・陳列・補充及び在庫管理 ・商品の説明・提案、これに必要な知識の習得 ・商品等に関する客からの相談に対する助言・来店者への応対・案内 ○販売者、販売員、販売見習、実店舗店員、協同組合販売員、売場監督、デパートフロアマネージャー、時間帯責任者（スウィングマネージャー）、販売主任者、仕入販売員、店内販売員、	323 販売店員 使用人（家族従業者を含む）として、店舗で商品の販売の仕事に従事するものをいう。 ただし、商品の販売に付随して、営業の仕事のみに従事するものは小分類〔341～345〕に、配達のみに従事するものは小分類〔705〕に分類される。 また、行商・呼売・屋台店で商品販売の仕事に従事するものは小分類〔324〕に分類される。 ○販売員（販売店）；販売見習；店員；小売店員；医薬品販売員；給油所給油員；衣類販売手伝い；売場監督；協同組合販売員；レジスター係；キャッシャー；	関連法令、日本標準産業分類及びjob tagを参考に説明文を修正し、想定される主な課業を追記。修正点は以下のとおり。 ・ 「使用人」の内容を「雇用従業者又は家族従業者」に具体化。 ・ 小売業だけでなく卸売業の事業所で働く販売に従事するものも本項目に分類されている実態を反映。 ・ 販売に付随して商品の受注・生産などを担う場合があり得ることから「商品の販売に付随して～」を追記。 ・ 従前の「営業」や「配達」に関するただし書に加え、「レジ」、「事務」、「包装」及び「品出し」のみを担う分類項目が設けられていることから、「職務の内容が限定されている場合は～」とまとめて整理することとし、同じ「販売・営業従事者」に属する職業で、課業が異なるもののみ、具体的に明記する形に修正。 厚生労働省編職業分類やjob tag、民間求人サイトを参考に、本項目に分類さ

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(22/36)

大分類G［販売・営業従事者］（抜粋）

改定案	現行（第５回改定）	改定理由
店頭係、店頭主任、店頭販売人、駅ホーム売店販売員、協同組合販売員、卸・小売業販売員、卸・小売店員、デパート店員、百貨店販売員、スーパーマーケット店員、コンビニエンスストア販売員、ホームセンター販売員、手芸材料販売員、ベーカリーショップ店員、飲料販売員、自動車部品販売員、カー用品店員、医薬品販売員（薬剤師でないも）、給油係、ガソリン給油員、ガソリン販売人、業務・取扱・販売主任者（ＬＰＧ・ガス・ガソリン）、美術館カタログ販売人、古物商店員、リサイクルショップ店員、商品実演販売者（訪問・移動販売を除く）、呉服卸売店員、呉服販売員、衣料販売員、アパレル店員、マネキン、ファッションアドバイザー（販売を行うもの）、シューフィッター、インテリアコーディネーター・コンサルタント（販売を行うもの）、グリーンコーディネーター（販売を行うもの）、ＤＩＹ・リビングアドバイザー（販売を行うもの）、医薬品登録販売者、美容部員、化粧品宣伝販売人、メイクアドバイザー（販売を行うもの）、眼鏡調整販売員、視力検査員（小売店）、オプティシャン、福祉用具専門相談員（小売店）、ペットショップ販売店員	駅ホーム売店販売員；カウンター・パーソン（販売）；仕入販売員；商品実演販売者（行商・露店を除く）；ファッション・アドバイザー；美容部員（販売を行うもの）；マネキン（販売を行うもの）；オプティシャン；ＤＩＹアドバイザー；インテリアコーディネーター（販売を行うもの）；リサイクルショップ店員	れるが明記されていなかった「デパートフロアマネージャー」等をマル例示に追加。 新小分類493「広告宣伝員」のマル例示としていた「マネキン（販売を行わないもの）」を削除したことから、「マネキン（販売を行うもの）」から「（販売を行うもの）」を削除。 「機械器具・自動車販売アシスタント」は、新小分類404「機械器具営業従事者（通信機械器具を除く）」に分類される「自動車セールス員」及び「機械器具メーカー販売員」等が担う課業を補助するものであり、新小分類341「販売・営業事務員」に分類される「営業アシスタント」と同一の課業・役割を担うことから、同項目に移設し、マル例示から削除。
×巫女〔211又は499〕、インテリアコーディネーター（販売を行わないもの）〔233〕、グリーンコーディネーター（販売を行わないもの）〔233〕、ファッションアドバイザー（販売を行わないもの）〔269〕、メイクアドバイザー（販売を行わないもの）〔269〕、オンラインショップ販売補助員〔341〕、機械器具・自動車販売アシスタント〔341〕、販売事務員〔341〕、リバイヤー〔341〕、不動産業セールスアシスタント〔341〕、旅行会社カウンター係〔341〕、旅行業務取扱管理者〔341〕、レジスター係〔384〕、販売部レジ係〔384〕、キャッシャー〔384〕、チェッカー（店員）〔384〕、セルフレジ監視係〔384〕、レジ会計補助員〔384〕、駅立売人〔385〕、行商人〔385〕、百貨	×駅立売人〔324〕；呼売人〔324〕；商品仕入員〔326〕；生命保険外交員〔346〕；質屋店員〔334〕；自動車セールス員〔344〕；食料品ルートセールス員〔341〕；競売人〔339〕；美容部員（販売を行わないもの）〔424〕；マネキン（販売を行わないもの）〔424〕；デパート売場案内人〔429〕；牛乳配達人〔705〕；買物配達人〔705〕	混同するおそれがあるものをバツ例示に追加。 「レジスター係」「セルフレジ監視係」等の、分割して新規立項する新小分類384「レジスター従事者」に分類することとした職業、上記の「機械器具・自動車販売アシスタント」など移設した職業をバツ例示に追加。

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(23/36)

大分類G［販売・営業従事者］（抜粋）

改定案	現行（第５回改定）	改定理由
店外商販売員〔385〕、百貨店外商部員〔385〕、質屋店員〔394〕、バイヤー〔395〕、旅行代理店員〔399〕、代理店主・店員（保険・金融・不動産を除く）〔399〕、競売人〔399〕、飲食料品ルートセールス員〔401〕、自動車セールス員〔404〕、機械器具メーカー販売営業員〔404〕、家電量販店販売営業員〔404〕、保険セールス員〔406〕、薬剤師助手（調剤薬局事務員）〔439〕、クリーニング店受付従事者〔456〕、カラオケボックス店員〔478〕、ファッションモデル〔493〕、ＤＩＹ・リビングアドバイザー（販売を行わないもの）〔496〕、買物配達人〔735〕、自動販売機商品補充員〔735〕、料理配達員（フードデリバリー）〔735〕、ルートセールス員（集配を行うもの）〔735〕		「百貨店外商販売員」「百貨店外商部員」は、商品を携行し他人を訪問するという課業の類似性の観点から、新小分類385「商品訪問・移動販売従事者」に分類し、バツ例示に追加。
384 レジスター従事者 雇用従業者又は家族従業者として、店舗でレジスターの機械操作・監視などの商品代金の精算の職務のみに従事するものをいう。 ただし、主に店舗で販売の職務に従事するものは小分類〔383〕に、主に営業の職務に従事するものは小分類〔401～405〕に分類される。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・レジスター（会計登録機）の機械操作・監視などの各種決済方法による商品代金の精算 ・商品のレジスターへの登録及び引き渡し ・来店者への簡単な応対・案内等の接客	（323「販売店員」から分割して立項するため再掲） 323 販売店員 使用人（家族従業者を含む）として、店舗で商品の販売の仕事に従事するものをいう。 ただし、商品の販売に付随して、営業の仕事のみに従事するものは小分類〔341～345〕に、配達のみに従事するものは小分類〔705〕に分類される。 また、行商・呼売・屋台店で商品販売の仕事に従事するものは小分類〔324〕に分類される。	国勢調査結果表表章の就業者数が全小分類で最も多い「販売店員」のうち、厚生労働省編職業分類や国際標準職業分類の小分類522「小売店販売員」及び523「現金出納事務員、切符販売員」を参考に、レジスターの操作を行うことを課業とするものを分割し、新規立項（キャッシュレスに関する行政上の課題へのニーズに対応）。 本項目に該当しないものをただし書に追記。 関連法令、厚生労働省編職業分類、日本標準産業分類及びjob tagを参考に、想定される主な課業を整理。

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(24/36)

大分類G［販売・営業従事者］（抜粋）

改定案	現行（第５回改定）	改定理由
○レジスター係、販売部レジ係、料理品小売レジ係、キャッシャー、チェッカー（店員）、セルフレジ監視係、レジ会計補助員	○販売員（販売店）；販売見習；店員；小売店員；医薬品販売員；給油所給油員；衣類販売手伝い；売場監督；協同組合販売員；レジスター係；キャッシャー；駅ホーム売店販売員；カウンター・パーソン（販売）；仕入販売員；商品実演販売者（行商・露店を除く）；ファッション・アドバイザー；美容部員（販売を行うもの）；マネキン（販売を行うもの）；オプティシャン；ＤＩＹアドバイザー；インテリアコーディネーター（販売を行うもの）；リサイクルショップ店員；旅行社カウンター係	現行の小分類323「販売店員」のマル例示のうち、本項目の課業の説明に該当するものをマル例示に整理。
×郵便内務員〔333〕、販売店員〔383〕、デパート店員〔383〕、スーパーマーケット店員〔383〕、コンビニエンスストア販売員〔383〕、ホームセンター販売員〔383〕、ベーカリーショップ店員〔383〕、リサイクルショップ店員〔383〕、質屋店員〔394〕、薬剤師助手（調剤薬局事務員）〔439〕、クリーニング店受付従事者〔456〕	×駅立売人〔324〕；呼売人〔324〕；商品仕入員〔326〕；生命保険外交員〔346〕；質屋店員〔334〕；自動車セールス員〔344〕；食料品ルートセールス員〔341〕；競売人〔339〕；美容部員（販売を行わないもの）〔424〕；マネキン（販売を行わないもの）〔424〕；デパート売場案内人〔429〕；牛乳配達人〔705〕；買物配達人〔705〕	混同するおそれがあるものをバツ例示に整理。

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(25/36)

大分類H［サービス従事者］（抜粋）

改定案	現行（第５回改定）	改定理由
44　教育・保育補助従事者 幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び保育所などにおいて、児童・生徒の教育・生活支援、乳幼児の保育・保護のため、教員や保育士などが中心となって行う職務の補助に従事するものをいう。 ただし、高等教育機関において教員の補助を行うものは、他の大分類のそれぞれ該当する項目に分類される。	（新設）	現行の中分類42「その他のサービス職業従事者」（就業者数約61万人）のうち、小分類429「他に分類されないサービス職業従事者」の就業者数（約46万人）の割合が特に高いことから、本項目に区分される「学童保育指導員」や、他の分類項目に区分される「外国語指導助手」及び「その他の教育・保育補助従事者」を切り出し、これらを区分する新中分類44「教育・保育補助従事者」を新規立項。
441 学童保育支援員 小学校の余裕教室・児童館などの放課後児童健全育成事業所等において、小学校等に就学している児童のうち保護者が労働等により昼間家庭にいないものなどに対する生活支援・世話などの職務に従事するものをいう。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・遊びや諸活動を通じて児童の自主性、社会性及び創造性を培うための必要な援助 ・児童の健康管理、安全の確保及び情緒の安定を図るための必要な援助 ・施設設備等の清掃、衛生管理、安全点検、片付け等の実施 ○放課後児童支援員、放課後児童支援員補助員、放課後こども教室支援員、放課後等デイサービス指導員、児童厚生員 ×保育士〔152〕、保育園助手〔449〕	（新設）	現行の小分類429「他に分類されないサービス職業従事者」から切り出して新規立項。 放課後児童健全育成事業所（放課後児童クラブ）の具体例である「小学校の余裕教室・児童館」や、小学校等に就学している児童すべてが対象でないことを説明文に明示。 なお、資格保有者とその補助者を区分することが困難であることから、両者を合わせて新小分類441「学童保育支援員」とする。

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(26/36)

大分類H［サービス従事者］（抜粋）

改定案	現行（第５回改定）	改定理由
442 外国語指導助手 小学校、中学校、高等学校等での外国語の授業・活動において、教員が作成した指導計画に基づき、教員の職務の補助に従事するものをいう。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・授業前後の教員との打合せ ・授業における外国語使用者のモデルの提示、児童等との外国語による会話の場面設定、発音指導などの補助 ・教員が行う教材作成、パフォーマンス評価等の補助 ○ＡＬＴ（外国語指導助手）、ＪＬＴ（日本人英語指導者） ×中学校英語教諭〔184〕、高等学校英語教諭〔186〕、学習塾英語担当教師〔261〕、英会話教師〔269〕	（新設）	新中分類44「教育・保育補助従事者」に該当するもののうち、国勢調査において回答者が一定数みられるとの意見があった「ＡＬＴ（外国語指導助手）」について、量的目安等の基準を満たしていると考えられることから、新規立項。
449 その他の教育・保育補助従事者 小分類〔441及び442〕に含まれない、教員や保育士などが中心となって行う職務の補助に従事するものをいう。 ○幼稚園助手、認定こども園助手、教育業務支援員、特別支援学校教員支援員、学習補助員、日本語指導支援員、理科支援員、実習助手、ＩＣＴ（情報通信技術）支援員、養護職員、不登校児童支援員、校内別室指導支援員、教育相談員、部活動指導員、保育助手、保育所助手、家庭的保育補助者、子育て支援員（保育所）	（新設）	個別に切り出しが可能と考えられる「学童保育支援員」及び「外国語指導助手」を新規立項するとともに、これに該当しない教員の補助等を行うものを新小分類449「その他の教育・保育補助従事者」として区分。 学校教育において児童・生徒の学習支援等を担う「学習補助員」、「日本語指導支援員」、「不登校児童支援員」、「校内別室指導支援員」及び「部活動指導員」を追加し、教育、保育の順番となるようマル例示を並べ替え。「保育ママ」は保育士等の資格を要すること、「ＡＬＴ（外国語指導助手）」及び「ＪＬＴ（日本人英語指導者）」は新規立項することから、本項目には含めない。

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(27/36)

大分類H［サービス従事者］（抜粋）

改定案	現行（第５回改定）	改定理由
×保育士〔152〕、児童生活支援員〔155〕、児童指導員〔155〕、幼稚園教員〔181〕、認定こども園保育教諭〔182〕、小学校教員〔183〕、中学校教員〔184〕、義務教育学校教員〔185〕、高等学校教員〔186〕、中等教育学校教員〔187〕、特別支援学校教員〔188〕、パソコンインストラクター〔279〕、学習塾採点者〔379〕、放課後児童支援員〔441〕、児童厚生員〔441〕、料理学校助手〔461〕、農業研究者助手〔531〕	（新設）	バツ例示を現行の小分類順に並べ替え、混同するおそれのある「ＰＣインストラクター」、「学習塾採点者」を追加。 児童の指導等を行うもののうち、教員・保育士の補助でない「児童生活支援員」等は、従前どおり新中分類15「社会福祉専門職業従事者」に区分することから、これらのバツ例示を追加。 「認定こども園保育教諭」等の新規立項を踏まえ、これら教員をバツ例示に追加。 新中分類44「教育・保育補助従事者」のただし書の説明に該当する高等教育機関における教育の補助を行うものとして、「料理学校助手」及び「農業研究者助手」をバツ例示に追加。

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(28/36)

大分類H［サービス従事者］（抜粋）

改定案	現行（第５回改定）	改定理由
453 エステティシャン 医師・看護師・美容師等の免許を要しない範囲で、顧客の全身又は身体の一部について、肌の汚れの除去、保湿、脱毛など審美を目的とした施術を行う職務に従事するものをいう。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・カウンセリングによる顧客の要望や身体の状態の把握 ・顧客への施術に必要な設備・機器等の衛生管理 ・手技・機器等を用いて、顧客の全身又は身体の一部の審美を目的とした肌の汚れの除去、血行やリンパ循環の促進、保湿、美容脱毛（医行為に該当する脱毛を除く）などの施術 ○エステティシャン（全身美容師）、美顔術師、エステティックサロン店長、フェイシャルエステティシャン、美容脱毛施術者、美容電気・ワックス脱毛従事者、美容脱毛サロン店長、エステアシスタント ×美容整形外科医〔111〕、美容整形外科看護師〔123〕、アートメイク施術者（医師）〔111〕、アートメイク施術者（看護師）〔123〕、医療脱毛施術者〔123〕、あん摩マッサージ指圧師〔143〕、はり師〔143〕、きゅう師〔143〕、柔道整復師〔143〕、理・美容学校教員〔209〕、パーソナルトレーナー〔264〕、エステサロンレセプション〔291〕、美容部員〔383〕、看護助手〔431〕、あん摩師助手・はり師助手・柔道整復師助手〔439〕、リフレクソロジスト〔439〕、理容師〔451〕、美容師〔452〕、スパセラピスト〔459〕、リラクゼーションセラピスト〔459〕、アロマセラピスト〔459〕	（現行の小分類383「美容サービス従事者（美容師を除く）」から切り出して新規立項） 383 美容サービス従事者（美容師を除く） マニキュア、ペディキュア、着付など小分類〔382〕に分類されない美容サービスの仕事に従事するものをいう。 ○かつら師；美顔術師；化粧師；マニキュア師；ペディキュア師；床山；髪結師；着付師；エステティシャン；ネイリスト ×人形浄るりの人形着付師〔249〕；人形着付師〔539〕	産業構造の変化により従事者が多く見込まれることなどから、現行の小分類383「美容サービス従事者（美容師を除く）」のマル例示「エステティシャン」及び「美顔術師」を分類する項目として新規立項。 関連法令や厚生労働省編職業分類、 job tag、民間求人サイトを参考に、想定される主な課業を整理。 本項目に該当するものをマル例示に整理。医療脱毛の施術者は「医師」又は「看護師」が行い、医療脱毛以外の美容脱毛（美容電気脱毛・ワックス脱毛等）は「エステティシャン」が行うことから、これらを内容例示に反映。 混同するおそれがあるものをバツ例示に整理。

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(29/36)

大分類H［サービス従事者］（抜粋）

改定案	現行（第５回改定）	改定理由
454 ネイリスト 顧客の手・足の爪に対し、研磨・装飾など美容を目的とした施術を行う職務に従事するものをいう。	（現行の小分類383「美容サービス従事者（美容師を除く）」から切り出して新規立項） 383 美容サービス従事者（美容師を除く） マニキュア、ペディキュア、着付など小分類〔382〕に分類されない美容サービスの仕事に従事するものをいう。	産業構造の変化により従事者が多く見込まれることなどから、現行の小分類383「美容サービス従事者（美容師を除く）」のマル例示「ネイリスト」、「マニキュア師」及び「ペディキュア師」を分類する項目として新規立項。 関連法令や厚生労働省編職業分類、 job tag、民間求人サイトを参考に、想定される主な課業を整理。
この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・塗料や化粧品等を用いた顧客の手・足の爪の補強や色づけ、模様描画、装飾の接着 ・施術の妨げとなる爪の甘皮の除去、やすり・電動機器を用いた爪の表面の研磨による爪の成形 ・過去に施術したジェルネイルや人工爪の除去		
○ネイルアーティスト、ペディキュア師、マニキュア師、ネイルサロン店長、ネイリストアシスタント、ジュニアネイリスト（ネイリスト見習い）	○かつら師；美顔術師；化粧師；マニキュア師；ペディキュア師；床山；髪結師；着付師；エステティシャン；ネイリスト	本項目に該当するものをマル例示に整理。
×ネイルサロンレセプション〔291〕、美容部員〔383〕、美容師〔452〕、タトゥーアーティスト〔459〕、トリマー〔495〕	×人形浄るりの人形着付師〔249〕；人形着付師〔539〕	混同するおそれがあるものをバツ例示に整理。 「タトゥーアーティスト」は、身体の爪以外の部分に模様描画を行うため、「トリマー」はペットの爪切りも行うため、バツ例示に追加。

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(30/36)

大分類H［サービス従事者］（抜粋）

改定案	現行（第５回改定）	改定理由
462 調理補助者 調理人等の指示に従い、食材の切り込み・下ごしらえ・盛り付けなどの補助的な職務に従事するものをいう。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・食材の切り込み・下ごしらえ・盛り付け ・調理器具・食器等の準備 ・調理場の清掃及び食器等の洗浄 ○調理補助、調理サポート、調理手伝い人、盛り付け人（調理見習いでないもの） ×調理師〔461〕、調理人（屋台を除く）〔461〕、皿洗い人（調理見習い）〔461〕、皿洗い人（調理見習いでないもの）〔769〕	（新設）	従来、現行の小分類391「調理人」に分類されていた「調理補助者」を切り出し、新小分類462「調理補助者」として新設。 国際標準職業分類（ISCO-08）、job tag等を参考に説明文を修正し、想定される主な課業を追記。 本項目に該当するものをマル例示に記載。 混同されやすいものをバツ例示に記載。
474 旅館・ホテル接客従事者 旅館・ホテルなどにおいて宿泊客の予約受付、宿泊手続、客室・設備の案内、部屋の清掃などの職務に従事するものをいう。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・宿泊客の予約受付、宿泊手続、出迎え・見送り ・客室・設備、周辺の観光名所、交通機関等の案内・紹介・手配 ・部屋割りの作成・更新 ・宿泊客の荷物の運搬 ・宿泊に関する問合せ対応及び伝言の取次ぎ ○番頭（旅館）、手代（旅館）、ドア係、客室係（旅館・ホテルなど）、仲居（旅館など）、接客係（旅館・ホテルなど）、案内係（旅館・ホテルなど）、フロント（ホテル）、ホテルコンシェルジュ、ベルパーソン、ポーター（ホテル）、宿泊所受付 ×航空客室乗務員〔475〕、鉄道客室乗務員〔475〕、船舶客室乗務員〔475〕、旅行・観光ガイド〔491〕、手回品運搬人（ポーター）（ホテルを除く）〔499〕、クローク係〔499〕	404 身の回り世話従事者 旅館・ホテル・待合・航空機・船舶・列車などにおいて客の身の回りの用務・部屋の清掃などのサービスの仕事に従事するものをいう。 ○番頭（旅館）；手代（旅館）；ドア係；客室係（旅館・ホテル）；仲居（旅館など）；接客係（旅館・ホテルなど）；案内係（旅館・ホテルなど）；パーサー（航空）；航空客室乗務員；船客長；船舶旅客係 ×パーサー（船舶）〔259〕	現行の小分類404「身の回り世話従事者」を新小分類474「旅館・ホテル接客従事者」、新小分類475「客室乗務員」に分割（本項目は前者に該当）。 job tag、厚生労働省編職業分類等を参考に、「旅館・ホテル接客従事者」の内容に沿うよう説明文を修正するとともに、想定される主な課業を整理。 現行の小分類404「身の回り世話従事者」のマル例示から本項目に該当するものをマル例示に記載し、「フロント（ホテル）」等を追加。 現行の小分類404「身の回り世話従事者」を分割したものであることが分かるよう、バツ例示を整理。

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(31/36)

大分類H［サービス従事者］（抜粋）

改定案	現行（第５回改定）	改定理由
475 客室乗務員 航空機・船舶・列車などの乗り物において、旅客の案内、緊急時の保安対応などのサービスの職務に従事するものをいう。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・旅客の案内及び飲食物、新聞・雑誌等の要望に応じたサービスの提供 ・酸素マスク、救命ジャケット等の説明・実演及び緊急時の避難誘導などの保安対応 ・乗客数、経路、サービス内容、保安対策などに関する事前の情報共有 ・客室の清掃・整理 ○パーサー（航空）、パーサー（鉄道）、パーサー（船舶）、航空客室乗務員、鉄道客室乗務員、船舶客室乗務員、フライトアテンダント、キャビンアテンダント、キャビンクルー、マリンアテンダント、マリンクルー、船客長、船舶旅客係	（新設）	現行の小分類404「身の回り世話従事者」を新小分類474「旅館・ホテル接客従事者」、新小分類475「客室乗務員」に分割（本項目は後者に該当）。 job tag、厚生労働省編職業分類等を参考に、「客室乗務員」の内容に沿うよう現行の小分類404「身の回り世話従事者」の説明文を修正するとともに、想定される主な課業を整理。 現行の小分類404「身の回り世話従事者」の例示から本項目に該当するものをマル例示に記載し、「フライトアテンダント」等を追加。 なお、「パーサー（船舶）」は現行の大分類C「事務従事者」に分類されていたが、船員法（昭和二十二年法律第百号）における「事務部」とは、出入港手続、船内での飲食物の調理、客船などでの乗客へのサービス全般を行う者が属する部門を指しており、「事務部」に属するものすべてを「事務従事者」とする場合、船舶に乗船する調理人や医師も「事務従事者」とする必要があるとこ

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(32/36)

大分類H［サービス従事者］（抜粋）

改定案	現行（第５回改定）	改定理由
×サービス係（列車の食堂）〔473〕、サービス係（船舶の食堂）〔473〕、客室係（旅館・ホテルなど）〔474〕、接客社交係（キャバレー・ナイトクラブ・バーなど）〔476〕、添乗員（観光バス）〔491〕、車掌〔671〕	（新設）	ろ、課業の類似性を考慮して、それぞれ該当する項目に分類することとし、「パーサー（船舶）」については主に接客のサービスに従事するものとして本項目のマル例示に追加。 現行の小分類404「身の回り世話従事者」を分割したものであることが分かるよう、バツ例示を整理。
495 動物世話従事者 動物の保管・貸出し・展示・譲受飼養・譲渡などに伴う動物の給餌・健康管理・トリミングなどの世話又は訓練の職務に従事するものをいう。 ただし、研究・実験・医療看護・販売・飲食・娯楽・葬儀・保安・農林漁業において動物の世話・飼養・訓練の職務に従事するものは、それぞれ該当する項目に分類される。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・飼い主の依頼により行う、犬・猫などの動物の毛のトリミング・シャンプー・爪切り・耳掃除などの世話 ・盲導犬等の育成のため又は飼い主の依頼により行う、犬などの動物の訓練・しつけ	（新設）	産業構造の変化により従事者が多く見込まれることなどから、現行の小分類429「他に分類されないサービス職業従事者」のマル例示「トリマー」及び「ペットシッター」を切り出し、動物（生体）の世話に従事するものを分類する項目として新規立項。 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第百五号）に基づく登録・届出が必要となる業種を参考に、説明文を整理。 本項目に分類されないものをただし書に整理。 関連法令や厚生労働省編職業分類、 job tag、民間求人サイトを参考に、想定される主な課業を整理。

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(33/36)

大分類H［サービス従事者］（抜粋）

改定案	現行（第５回改定）	改定理由
・飼い主から一時的に預かり又は譲り受けた動物について、ペットホテルなどの事業所又は飼い主の自宅で行う、給餌・散歩・健康管理などの世話 ・他人に展示・貸出し・譲渡する目的で飼養している鳥・魚などの動物の世話 ・設備面・衛生面など動物を預かる環境の整備 ○ペットトリマー、ペット美容師、ペットスタイリスト、グルーマー、トリマー見習い、ペットシッター、ペットシッター見習い、ペット預り人、ペットホテルスタッフ、犬散歩代行、動物レンタル従事者、アニマルセラピー従事者、盲導犬訓練士、身体障害者補助犬トレーナー、動物トレーナー、動物園飼育係員、移動動物園従事者、水族館飼育係員、猫カフェ店員、鳥カフェ店員、小動物カフェ店員、ペット介護人 ×動物学研究員〔051〕、実験動物飼育員〔051又は077〕、獣医師〔113〕、動物薬剤師〔114〕、愛玩動物看護師〔125〕、大学獣医学部教員〔192〕、動物専門学校教員〔209〕、馬調教師〔246〕、ペットショップ販売店員〔383〕、動物病院助手〔439〕、アニマルケアスタッフ〔439〕、釣りレストラン店員〔461又は473〕、水槽レストラン店員〔461又は473〕、釣り堀従業員〔478〕、ペット葬儀人〔494〕、警備犬訓練士〔501又は511〕、警察犬訓練士〔511〕、探知犬訓練士〔519〕、ハンドラー（麻薬取締官・税関検査官）〔519〕、家畜飼育（飼養）者〔532〕、ペットブリーダー（犬・猫・小動物・小鳥など）〔532〕、装蹄師〔539〕、水産養殖従事者〔554〕	（新設）	説明文の「動物の保管・貸出し・展示・譲受飼養・譲渡」に伴う世話の従事者を中心に、マル例示を整理。 動物の展示に伴う世話を課業とする「動物園飼育係員」（現行の小分類462「養畜従事者」に分類）及び「水族館飼育係員」（現行の小分類484「水産養殖従事者」に分類）を本項目に移設し、マル例示に整理。 ただし書に該当するものや混同するおそれがあるものをバツ例示に整理。

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(34/36)

大分類N［運搬・清掃・包装等従事者］（抜粋）

改定案	現行（第５回改定）	改定理由
747 ペストコントロール従事者 人間にとって有害な生物等（害獣・害虫、細菌、ウイルス）に関する調査を行って、対象となる生物等や現場の状況に応じて最適な方法を検討し、これらの防除・駆除・消毒に従事するものをいう。 ただし、狩猟、許可捕獲を含む農業・林業・漁業に関連した、害獣・害虫の駆除、防除、消毒の職務に従事するものは大分類Ｊ〔農林漁業従事者〕に分類される。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・一般家庭、事業所、公共施設における害虫・害獣防除 ・工場、飲食店、小売店における異物混入対策を含む衛生管理 ・外来生物の防除 ・大規模イベントでの衛生環境の維持管理 ・自然災害後の浸水家屋や災害廃棄物に対する消毒作業 ・感染症発生時の防疫・消毒業務 ○害虫駆除員（農業・林業・漁業に関するものを除く）、害獣駆除員（農業・林業・漁業に関するものを除く）、防除作業監督者、防除作業従事者、防除作業員、ペストコントロール技術監督者、ペストコントロールオペレーター（ＰＣＯ）、ペストコントロール技術者、白あり駆除作業員、消毒作業員（ペストコントロールに関するものに限る）、船舶燻(くん)蒸員、木材燻(くん)蒸員 ×植物防疫官〔061〕、農薬散布人〔539〕、植物防疫員〔539〕、猟師〔549〕、銃猟師〔549〕、網猟師〔549〕、山林病虫害防除作業者〔549〕、山林害獣防除作業者〔549〕、ビル・建物清掃員〔741〕、ハウスクリーニング従事者〔742〕、道路・公園清掃員〔743〕	（新設）	ペストコントロールとは、人に有害な生物の活動を、人の生活を害さないレベルまでに制御する技術のことを指し、害虫のみならず細菌やウイルス等も対象となっている。 昨今の感染症蔓延時の消毒業務に代表されるように、公衆衛生の維持向上に関しては、近年、社会的関心が高まっていることを受け新規立項。 新大分類Ｊ「農林漁業従事者」に分類される、農業・林業・漁業作業において防虫・害獣駆除を行うものと区別するため、ただし書を整理。

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(35/36)

大分類N［運搬・清掃・包装等従事者］（抜粋）

改定案	現行（第５回改定）	改定理由
761 ピッキング作業員 注文書・出荷指示書などに記載された商品を在庫品の中から選び出す職務に従事するものをいう。機械・機器を運転・操作して商品を選び出す職務に従事するものも含まれる。 ただし、倉庫内で荷物等の積卸しを行うものは小分類〔734〕に分類される。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・手作業又はバーコードスキャナー等の活用による、在庫品の中から注文書・出荷指示書などに記載された商品の選び出し ・手作業又はバーコードスキャナー等の活用による、注文書などに記載された品目・数量との照合 ○商品仕分け作業員、商品取集め作業員 ×倉庫現場員〔734〕、倉庫作業員〔734〕、出庫作業員〔734〕、倉庫品整理工〔734〕、梱(こん)包工〔736〕	（新設）	職業別の賃金水準の変化等の分析や教育や訓練と職業との関係の分析に用いられることが想定されるため、現行の小分類739「その他の運搬・清掃・包装等従事者」から、職務の内容に応じて「ピッキング作業員」を切り出して新規立項。
762 品出作業員 商品の品出し・陳列・補充などの職務に従事するものをいう。 ただし、小売店などの店舗で商品の販売とともに商品の陳列などの職務に従事するものは小分類〔383〕に分類される。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・店舗のバックヤードに搬入・納品された商品の検品 ・バックヤードから店頭への商品の運び出し ・商品の陳列・補充・入替、商品棚の整理 ・商品へのバーコード・値引きシールなどの貼付 ・（食品の場合）賞味期限の確認、期限切れ商品の撤去 ○品出係、店頭商品補充係、商品陳列作業員 ×百貨店販売員〔383〕、スーパーマーケット店員〔383〕、コンビニエンスストア店員〔383〕、生鮮食品包装係（スーパーマーケット）〔751〕	（新設）	職業別の賃金水準の変化等の分析や教育や訓練と職業との関係の分析に用いることを想定し、現行の小分類739「その他の運搬・清掃・包装等従事者」から、職務の内容に応じて「品出作業員」を切り出して新規立項。

【参考７】改定案（分類項目と説明文等の新旧対照表）(36/36)

大分類N［運搬・清掃・包装等従事者］（抜粋）

改定案	現行（第５回改定）	改定理由
763 用務員 学校、企業、病院、福祉施設、官公庁等において、施設・設備の点検、清掃・除草、文書・荷物の受発送などの主に身体を使って行う各種の職務に従事するものをいう。 ただし、特定の職務にのみ従事するものは、それぞれ該当する項目に分類される。 この職業で一般的に行うことは次のとおりである。 ・施設・設備の点検・見回り ・施設・設備の小規模な修繕、消耗品の交換 ・ごみの分別や清掃・除草・散水 ・文書・荷物の受発送 ○営繕作業員（施設補修・清掃）、学校用務員、校務員、校務主事、幼稚園用務員、施設用務員、雑務者、庁務員、庁務手 ×庶務係事務員〔281〕、文書係事務員〔281〕、行政事務員（職務が特定できないもの）〔289〕、学校事務員〔289〕、施設警備員〔523〕、ビル・建物清掃員〔741〕、ごみ収集作業員〔744〕、グラウンドキーパー〔769〕	（新設）	職業別の賃金水準の変化等の分析や教育や訓練と職業との関係の分析に用いることを想定し、現行の小分類739「その他の運搬・清掃・包装等従事者」から、職務の内容に応じて「用務員」を切り出して新規立項。